

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
LEC 東京リーガルマインド大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	28
基準 4. 教員・職員	39
基準 5. 経営・管理と財務	50
基準 6. 内部質保証	60
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	66
基準 A. 教育目的「質の高い会計専門職業人養成」のための教育活動	66
V. 特記事項（該当なし）	70
VI. 法令等の遵守状況一覧	71
VII. エビデンス集一覧	85
エビデンス集（データ編）一覧	85
エビデンス集（資料編）一覧	85

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

LEC 東京リーガルマインド大学院大学（略称：LEC 会計大学院。以下、「本学」という。）は、理論と実務の融合を志向した良質な教育・研究によって、高度の思考力・判断力・実践力を有する質の高い会計専門職業人を養成し、経済社会の発展に貢献することを目的として開設された会計専門職大学院である。

本学の最大の特徴は、現に会計・税務に携わる専門職人材をはじめ、企業・団体の財務担当者、経営責任者、及び公務員等の広範な社会人層を主たる学生像として想定したうえで、良質かつ実践的な会計専門教育の提供を理念とする点である。この基本的理念の下に、学則第1条及び第4条では「学校教育法に定める大学として、理論と実務の融合した良質な教育を提供し、このための研究を行い、もって経済社会の発展に貢献する」、「質の高い会計専門職業人を養成する」という使命及び目的を掲げ、これを達成するための教育・研究活動を実践している。

使命及び目的達成のため、開設以来本学が特に重視してきた点は、現職の社会人が働きながら学べる環境を提供することである。具体的な取組みとして、本学では授業科目を平日夜間と土日のみに開講する時間割構成としたうえで、遠隔で授業を受講できる、オンラインライブ形式の授業を実践している。さらに、授業を録画した動画のオンライン限定公開や、クラウド型学習システムを活用した授業管理等、多忙な社会人であってもキャリアを中断せずに学修を継続できる環境を整えるため、ICT(情報通信技術)を活用した教育方法の開発に注力している。本学の在学中で現職に就く社会人が占める割合は例年9割を超えており、令和6(2024)年5月1日現在、在学生の居住地は関東以外の地域(海外も含む)が42%を占めており、広範囲にわたっている。学修の利便性・効率性を追求し、多様な属性の社会人層に対して会計専門職業人養成を目的としたリカレント教育を提供している点は、本学の大きな個性・特色となっている。

また、教育目標にも掲げている通り、専門職として一層の飛躍を実現するための論理的思考力及び表現力の養成を重視し、複数教員からなるチーム制による修士論文指導体制を導入している点も、本学の個性・特色の一つである。こうした体制により、調査、研究、及び執筆のプロセスを通じて、論理的思考力や表現力を強化し、質の高い修士論文を完成するための指導サイクルを構築している。加えて、社会人学生のニーズに応える実践的な教育をおこなえるよう、本学では公認会計士、税理士、弁護士等の経験豊富な実務家教員を多数任用している。一部授業科目は実務家教員と研究者教員が共同で実施しており、理論と実務の融合を実現する特色ある教育活動をおこなっている。

近年はICTやAI(人工知能)の発展が著しく、今後は多くの分野でこれらの技術による業務代替が加速していくと考えられる。会計・税務は特にICTやAIとの親和性が高い分野であり、公認会計士や税理士等の資格取得のみをもって専門職の職務を全うすることが困難になると予測される。本学の教育で実践しているICTを活用した教育方法、論理的思考力・表現力の強化、ならびに理論と実務の融合は、専門職が自らの付加価値を高め、社会から求められる人材であり続けるための重要な基盤となるものである。これらを志向した教育・研究活動を発展させていくことが、社会人のためのリカレント教育を重視してきた、会計専門職大学院たる本学の務めである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、平成 16(2004)年 4 月に、構造改革特区制度を用いた最初の株式会社立大学「LEC 東京リーガルマインド大学」として設立された。設立当初は 4 年制学部（総合キャリア学部）のみであったが、翌平成 17(2005)年 4 月に、会計分野での高度専門職業人養成を目指して、大学院（専門職学位課程）高度専門職研究科会計専門職専攻を設置し、学部と大学院を有する大学となった。

大学院設置にあたっては、会計専門職大学院制度創設時の理念に基づき、会計・経営等の各専門分野における著名な研究者を専任教員に招いたうえで、公認会計士の養成と再教育を前提とした教育制度設計を行った。その後、平成 24（2012）年度末に在学生全員の卒業に伴って総合キャリア学部を廃止し、平成 25（2013）年 4 月からは正式名称を「LEC 東京リーガルマインド大学院大学」と改め、会計専門職大学院のみを有する単科大学院大学となった。

開設から現在までの間には、公認会計士試験制度改革とこれに伴う公認会計士志望動向の変化、平成 20(2008)年のリーマン・ショックに始まる世界的な不況等の外部環境の変化により、志願者数の減少に直面した。このような状況を踏まえて、本学は税理士試験科目免除を目的とした教育プログラムを取り入れ、会計・税務の実務に携わる多様な現職社会人のリカレント教育に重点を移すと同時に、大学の目的と教育目標の再検討、及びカリキュラムの再編成に取り組んだ。具体的な施策として、平成 21(2009)年から平成 22(2010)年にかけて租税法分野科目を拡充し、平成 22(2010)年度に租税法分野の修士論文指導を開始した。さらに、平成 27(2015)年度に税法・会計の履修コース制を導入した。並行して、専任教員の年齢バランスにも配慮したうえで、教員組織の再編にも取り組んだ。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけ、令和 2(2020)年度より全学的にオンラインによるライブ授業を実施する方針へ移行する等、ICT を活用した学修環境の整備にも注力し、社会の変化や学生のニーズに応える教育活動を推進している。これらの取り組みにより、一時は危機的水準にあった学生募集状況は大幅に改善し、平成 23（2011）年度以降は収容定員を充足する状態が継続しており、収支バランスも改善されている。

また、修士論文指導の具体的な成果として、国税庁国税審議会における研究認定者（修士論文によって税理士試験の一部科目免除認定を受けた者）数は、令和 5（2023）年 12 月には税法分野において延べ 300 人を達成し、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在は税法分野と会計分野の合計で、延べ 376 人の科目免除の認定を確認している。

年月	事項
2003 年 2 月	LEC 東京リーガルマインド大学 設置認可
2004 年 4 月	LEC 東京リーガルマインド大学 開学
2005 年 4 月	大学院高度専門職研究科会計専門職専攻（専門職学位課程）開設
2009 年 6 月	総合キャリア学部の次年度以降の学生募集停止を決定
2010 年 4 月	租税法分野の修士論文指導を開始
2013 年 4 月	専門職学位課程のみを置く大学院大学となり、大学の名称を LEC 東

	京リーガルマインド大学院大学に改称
2015年4月	履修コース制（会計コース・税法コース）を導入
2020年4月	オンラインによるライブ授業を開始
2020年8月	一般社団法人日本CF0(Chief Financial Officer)協会との提携に関する協定を締結
2023年4月	IMA（米国管理会計士協会）との提携に関する協定を締結

2. 本学の現況

・ 大学名

LEC 東京リーガルマインド大学院大学
 (開設時名称：LEC 東京リーガルマインド大学)

・ 所在地

東京都千代田区神田三崎町 2-2-15

・ 学部構成

学 部：なし ※平成 16(2004)～平成 24(2012)年度まで 総合キャリア学部設置
 大学院：高度専門職研究科 会計専門職専攻 ※平成 17(2005)年度～現在

・ 学生数、教員数、職員数

学生数：136 人

教員数：専任教員 15 人、兼任教員 16 人

職員数：専任職員 5 人、非常勤職員 4 人 ※いずれも令和 6(2024)年 5 月 1 日現在

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、専門職大学院に課せられた基本的な使命を踏まえて、使命及び目的を「LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則」（以下「学則」という。）において次のとおり明確化している【資料 1-1-1】。

学則第 1 条（大学の使命）

LEC 東京リーガルマインド大学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法に定める大学として、理論と実務の融合した良質な教育を提供し、このための研究を行い、もって経済社会の発展に貢献することを使命とする。

学則第 4 条（専攻における人材の養成に関する目的）

1 高度専門職研究科会計専門職専攻は、経済のグローバル化・情報化に即して、職業倫理観を兼ね備え、国の内外の会計基準や税務に精通し、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成することを目的とする。

2 前項の目的に基づく教育の目標については、別に定める。

また、使命・目的で明確化された人材を養成するための具体的方策として、教育目的（教育目標）を次のとおり設定している【資料 1-1-2】。

教育目標

- (1) Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせる。
- (2) 論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させる。
- (3) 倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識を修得させる。
- (4) 経営に関する基礎的考え方を修得させる。
- (5) IT リテラシーを向上させる。
- (6) 英語による思考様式の理解と表現力を向上させる。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-1-1】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 1 条、第 4 条

【資料 1-1-2】 大学ホームページ「使命・目的・教育目標」

(<https://www.lec.ac.jp/about/mission.html>)

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、基準項目 1-1-①で示したとおり、具体的かつ明確に簡潔な文章で表している。なお、現状の社会情勢に対してより適合した表現となるよう全学的に検討した結果、平成 25(2013)年以降の使命・目的に付記されていた「前文」部分を令和 5(2023)年に削除し、より簡潔な文章となった【資料 1-1-3】。

また、使命・目的及び教育目的に基づく理念は、学則に明記するだけでなく、大学のホームページ及びパンフレット等の各種媒体にも掲載しており、学内外へ周知をおこなっている【資料 1-1-2】【資料 1-1-4】。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-1-3】 2023 年度第 8 回研究科委員会議事録、2023 年度第 3 回学校経営委員会議事録

【資料 1-1-4】 大学パンフレット vol.18.5 p.16

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、東京都千代田区の構造改革特別区域計画に基づき設置された株式会社立の会計専門職大学院という特徴を踏まえ、個性・特色について大学のホームページやパンフレット等の各種媒体において次のとおり明示している。

1) 理論と実務の融合を意識した授業実施体制

本学は、特に社会人の学修ニーズに応えるため、公認会計士、税理士、弁護士等、現に実務に携わっている実務家教員を多数任用している【資料 1-1-5】。実務家教員と研究者教員によるチーム制の修士論文指導や、共同で授業を実施する等の取り組みによって、本学の特色である理論と実務の融合を具現化し、理論的な根拠に基づき実務の世界において自ら判断する実践力を養成する教育を実施している。

2) 社会人が効率的に学ぶためのフルオンライン環境

令和 2(2020)年度より全学的にインターネット経由でのオンラインライブ授業に移行し、ICT を活用しながら社会人学生の利便性・効率性を重視した学修環境の整備を進めている【資料 1-1-6】。授業のライブ配信によって、双方向性を確保しつつも通学を不要とした新たな学修スタイルを構築したことにより、これまで時間的・地理的な制約により会計大学院への進学機会を逸してきた現職に就く社会人や海外在住者に対しても、実務に直結するリカレント教育の機会を提供している【資料 1-1-7】。

3) 論理的思考力・表現力の養成を重視した教育活動

本学は会計専門職専攻において、学生の目標に対応した2コース3モデル(税法コース、会計コース会計論文特化モデル、会計コース公認会計士モデル)を設定している。いずれにおいても、税理士及び公認会計士試験科目免除に相応しいレベルと質の論理的思考力・表現力を兼ね備えた職業会計人の養成を目標とした専門科目を体系的に展開しており、事例研究科目等の双方向型授業をはじめとして、教育課程全体で論理的思考力・表現力の養成を志向した教育活動が行われている【資料1-1-8】。

<エビデンス集・資料編>

【資料1-1-5】大学ホームページ「教員紹介」

(<https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>)

【資料1-1-6】大学パンフレット vol.18.5 pp.4-5

【資料1-1-7】大学ホームページ「学生データ」

(<https://www.lec.ac.jp/student/data.html>)

【資料1-1-8】大学パンフレット vol.18.5 pp.6-9

1-1-④ 変化への対応

「Ⅱ. 沿革と現況」でも述べた通り、本学は開設当初より公認会計士の養成を前提とした教育制度設計に取り組んできたが、より多様な社会人に対する会計分野の知識学修機会の拡充を目的として、税務・会計実務に携わる現職社会人のリカレント教育を重視する方針へ転換した。これに伴い、平成22(2010)年ならびに平成25(2013)年に使命・目的及び教育目的(教育目標)の内容を再検討し、全面的な改定を行った【資料1-1-9】【資料1-1-10】。

また、基準項目1-1-②で述べた通り、より簡潔な表現及び社会状況に整合する内容とするため、令和5(2023)年11月に学内審議を経て、使命・目的及び教育目的(教育目標)の「前文」部分について削除が決定された【資料1-1-3】。

このように、本学は急速に変化する社会の動向や多様な学生層への教育展開を考慮したうえで、使命・目的及び教育目的(教育目標)の見直しを適宜実施している。

<エビデンス集・資料編>

【資料1-1-9】2010年度第3回学校経営委員会 議事録

【資料1-1-10】2013年度第5回学校経営委員会 議事録

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

個性・特色を反映した本学の使命・目的及び教育目的(教育目標)は、学則をはじめ大学のホームページやパンフレット等の各種媒体で明示されている。趣旨の一貫性が保たれるよう表現の統一に努めたうえで、社会に広く周知をおこなっていく。

また、社会情勢の変化や近年の教育需要をよりの確に捉えた人材養成理念を実現するため、使命・目的及び教育目的(教育目標)については、今後も内容の点検と表現の明確化について全学的に検討に取り組む。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則の記載事項でもある使命・目的及び教育目的の策定及び改定については、学校法人の教授会に相当する位置づけである「研究科委員会」の審議を経て、学校法人の理事会に相当する「学校経営委員会」に上程される体制となっている【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】。

現在、学校経営委員会は委員長（設置会社取締役会長）以下、学長（設置会社代表取締役）、事務局長（設置会社執行役員）、設置会社の取締役会において選任された学識経験者（本学研究科長、同副研究科長、外部有識者委員）が構成員として参画し審議を実施している【資料 1-2-3】。その他、学校経営委員会規則で「監査役は、学校経営委員会に出席して意見を述べることができる」と定めている通り、設置会社監査役も本委員会に陪席しており、広く意見を取り入れる体制としている【資料 1-2-2】。

このように、使命・目的及び教育目的（教育目標）の策定及び改定には役員・教職員が必ず関与及び参画し、理解と支持を得たうえでおこなっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-1】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究科委員会規則

【資料 1-2-2】 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則

【資料 1-2-3】 エビデンス集（資料編）F-10

株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿

1-2-② 学内外への周知

学生に対する周知として、本学の使命・目的を記載した学則を各学期の履修オリエンテーション開催時に配付する学生便覧に掲載している【資料 1-2-4】。また、教員に対しては毎年度のシラバス作成に際し、授業の目的と整合性がとれるよう使命・目的及び教育目的を作成要領に掲載し、定期的に周知と理解を図っている【資料 1-2-5】。

学外に対しては、使命・目的を大学のホームページ、パンフレット等各種媒体に掲載しており、広く公開している【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-4】 2024 年度春 学生便覧 pp. 34-38

【資料 1-2-5】 2024 年度シラバス作成要領 p. 3

【資料 1-2-6】 大学ホームページ「使命・目的・教育目標」
(<https://www.lec.ac.jp/about/mission.html>)

【資料 1-2-7】 大学パンフレット vol.18.5 p.16

【資料 1-2-8】 2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学） p.1

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では中長期的な教育計画として3ヶ年の「中期事業計画」を策定しており、学校経営委員会に上程したうえで策定している。2023（令和5）年に承認された「中期事業計画（令和5年度～令和7年度）」では、「社会人の再教育（リカレント教育）」及び『理論と実務の架橋教育』の充実・革新に取り組むとして、(1)教育方法とカリキュラムの継続的改善、(2)IMA（米国管理会計士協会）との提携を活かした教育機会の開発、(3)研究活動の促進・支援、(4)学生定員の安定的充実と収支の健全化、の4項目を重点方針として定めている【資料 1-2-9】。これらはいずれも、本学の使命・目的の方向性と一致しており、質の高い会計専門職業人養成の理念が反映されたものである。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-9】 エビデンス集（資料編）F-6

LEC 東京リーガルマインド大学院大学 中期事業計画
(令和5年度～令和7年度)

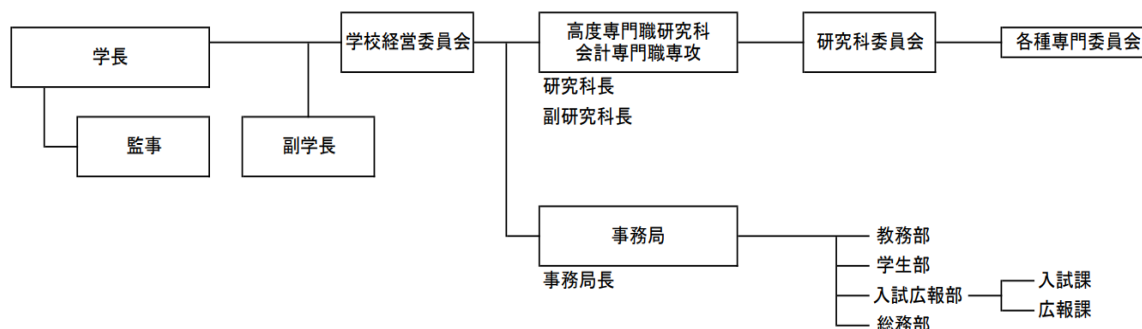
1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」からなる三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映した内容になっている【資料 1-2-2】。2013（平成25）年度に本学の使命・目的を改定した際においても、一貫性のある方針となるよう学内での議論を経たうえで策定している【資料 1-1-10】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的（教育目標）を達成するため、本学では教育研究組織を次のとおり構成している（図 1-2-1）。

図 1-2-1 教育研究組織図



1) 研究科専攻

前述の通り本学は使命・目的を踏まえて「ディプロマ・ポリシー」を策定しており、その教育方針に応じた「高度専門職研究科 会計専門職専攻」の1研究科1専攻のみを専門職学位課程として設置している【資料 1-2-10】。同課程では理論と実務の融合を意識した特色ある教育を提供しており、高度の思考力・判断力・実践力を有する質の高い会計専門職業人を養成するという本学の使命・目的に即したものである。

2) 事務局

教育・研究活動を支援する組織として事務局を設置しており、傘下に教務部、学生部、入試広報部、総務部を配置している【資料 1-2-11】。各部署は相互に連携し、教育活動及び大学運営に関する事務全般をつかさどる役割を担っている。また、教務部長及び学生部長には専任教員が就いており、教育目的の達成に資する教職協働の体制を整備している【資料 1-2-12】。

3) 各種会議体

教育目的を達成するための主要な意思決定機関として、本学では学校経営委員会及び研究科委員会を設置しており、その傘下に自己点検・評価委員会及び各種専門委員会を配置し、それぞれの規程に基づき運営している【資料 1-2-13】。研究科委員会、自己点検・評価委員会及び各種専門委員会は主に専任教員が構成員となり、本学の使命・目的達成に向けた教育の質向上のための改善活動を推進する目的で設置されている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-10】 大学ホームページ「会計大学院概要」

(<https://www.lec.ac.jp/about/gaiyou.html>)

【資料 1-2-11】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 組織図

【資料 1-2-12】 大学ホームページ「教員紹介」

(<https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>)

【資料 1-2-13】 大学パンフレット vol.18.5 p.17

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的（教育目標）は、今後も継続的に教育研究組織内での共有を図り、学内外へ向けて周知をおこなう。社会情勢の変化や人材ニーズに応じて使命・目的及び関連学則の改定を実施する際は、「三つのポリシー」含め趣旨が一貫するよう内容を検討するとともに、意思決定機関での審議を通して、役員・教職員の理解と支持を得たうえで実施する。

また、学生や修了生へのアンケートを通して「ディプロマ・ポリシー」の達成度を検証し、使命・目的及び教育目的（教育目標）の見直しや、中長期的な教育計画における施策検討にも活用していく。

【基準1の自己評価】

本学は、構造改革特別区域法に基づく特例措置を受けた「学校設置会社による学校設置事業」として平成16(2004)年に設立された。社会情勢の変化に応じて、会計・税務に携わる社会人を対象としたリカレント教育を重視する方針を軸としたうえで、令和2(2020)年からは修士論文指導を含め授業を全面的にオンラインによるライブ配信形式で実施している。本学の使命・目的及び教育目的は、リカレント教育を提供する会計専門職大学院としての個性・特色を反映しつつ、具体的かつ明確に定められ学則にも明記している。学内への周知だけではなく、大学のホームページ等各種媒体においても簡潔な表現で明記され、社会に向けて広く発信している。

社会情勢の変化や学修希望者の多様化を踏まえ使命・目的を改定した際も、学校設置会社の役員及び教職員が参画・関与する審議体制によって適切に実施しており、今後も使命・目的や三つのポリシーを含め、内容及び趣旨の一貫性について再検討に取り組む予定である。

また、使命・目的及び教育目的（教育目標）は三つのポリシー及び「中期事業計画」にも反映されており、本学の教育計画・施策の方向性とも合致している。研究科専攻と事務局による教育研究組織を編成したうえで、各種会議体による意思決定体制を整備しており、本学の目的達成に向けた組織運営体制を構築している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は専門職大学院制度の趣旨及び使命・目的及び教育目的（教育目標）を踏まえて、企業・団体等において会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定し、求める人物像を以下の通りアドミッション・ポリシーで明確化し公表している【資料 2-1-1】。

アドミッション・ポリシー

本会計大学院の使命・目的・教育目標を実現するために、次のような学生を積極的に受け入れます。

- ・会計専門職業人としての高度な実務専門能力を身に付けようとする人。
- ・会計分野でリーダーとして活躍することを意図する人。
- ・分野を問わず柔軟な思考を持ち、創造的な発想のできる人。

入学に際しては、志願理由から学習意欲を確認するとともに、本学での学びに必要な思考力・判断力・基礎学力を有しているか等について、複数の選考を実施したうえでアドミッション・ポリシーに沿って総合的に判定している。また、本学は1専攻のみの大学院大学であるため、研究科ごとではなく大学としてアドミッション・ポリシーを定めており、ホームページや入学試験要項等各種媒体に掲載し広く周知をおこなっている【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-1】 エビデンス集(資料編)F-13

「三つのポリシー一覧」

【資料 2-1-2】 大学ホームページ「使命・目的・教育目標」

(<https://www.lec.ac.jp/about/mission.html>)

【資料 2-1-3】 2024 年度 入学試験要項（春入学） p.1

2024 年度 入学試験要項（秋入学） p.2

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では社会人が各自の年間予定や業務繁忙に合わせて入学を検討できるよう、春期・秋期の年 2 回（各期募集定員 30 人、年間計 60 人）入学時期を設定している。また、授業

実施方法と同様に、入学における全ての選考はクラウドビデオ会議サービス（Zoom）等を活用したインターネット経由で実施している【資料 2-1-4】。

会計専門職専攻においては、標準修業年限の2年間で会計修士（専門職）学位を取得する正規学生の他、授業科目を1科目から学ぶ科目等履修生及び聴講生の制度を設けている。正規学生の受入については、基準項目 1-1-③でも述べた2コース3モデル（表 2-1-1）に応じて、以下に示す4種の選考における内容を総合的に勘案し可否を決定する。入学試験と選考の実施については、「研究科委員会」が選任する「入試委員会」が所掌し、入学者受入れ方針及び「研究科委員会」の決定に基づき公正な選抜をおこなっている【資料 2-1-5】。可否判定についてはすべての評価を得点数値で表示・判定する方式としたうえで、「入試委員会」が可否判定基準に基づいて判定し、「研究科委員会」に報告している。

表 2-1-1 履修コース・モデルの概要

コース	モデル	主な対象者
税法コース	-	税法を研究の中心に置き、幅広い知識と実践力を身につけることを希望する者を対象とする。
会計コース	会計論文特化モデル	会計を研究の中心に置き、幅広い知識と実践力を身につけることを希望する者を対象とする。
	公認会計士モデル	公認会計士等、会計を軸にした実務専門家を目指す者を対象とする。

1) 書類審査（実施対象：受験者全員）

出願時に受験者から提出される志願票、志願理由書、学習・職務経歴書、研究計画書等書類の内容について審査を実施している。志願理由書ではキャリアにおける目標や今後のキャリアプラン、本学で身に付けたい知識・スキル・力、開設科目の中でどのような内容に興味を持っているか等について記入を必須としている。

2) 課題審査（実施対象：税法コースまたは会計コース（論文特化モデル）志望者のみ）

税法研究および会計研究を中心に学修を希望する者に対して、令和 4(2022)年度より小論文課題の審査を実施している。課題内容は税法コースを志望する者に対しては税法に関するテーマを扱った課題、会計コース（論文特化モデル）を志望する者に対しては会計（財務分析）に関するテーマを扱った課題を設定している。なお、課題の作成及び点検は本学の「入試委員会」が選定した専任教員がおこなっている。

3) 短答式試験（実施対象：免除対象者を除く受験者全員）

日本商工会議所簿記検定 2 級及びビジネス会計検定試験®2 級程度に相当する範囲の短答式試験を実施している。ただし、公認会計士短答式試験合格、税理士試験（1 科目以上）

合格、日商簿記検定 1 級合格等一定の条件を満たす受験者は短答式試験が免除される。なお、試験の作成及び点検はすべて本学の専任教員が入試運営要領に則って実施し、採点も複数人体制で実施している。

4) 面接試験（実施対象：受験者全員）

入試委員会の専任教員が 3 人 1 組となり、受験者全員と面接試験を実施する。面接時は評価の項目・基準が明示された「面接試験評価表」を用いて、各受験者の評価をすべて数値化し採点している【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】。面接では書類審査や課題審査で提出された内容について質疑を実施する他、職務上の経歴や資格取得の状況等、学歴以外の多様な経験等についても確認し、入学時の参考情報としている。

以上の選考に加えて、アドミッション・ポリシーに沿って幅広く入学者を受け入れるため、大卒資格取得者以外の入学希望者を対象とした「個別入学資格審査」の制度を設けている。「個別入学資格審査」における書類審査の結果、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた場合は、大卒資格を取得していなくても本学の入学試験に出願することができる【資料 2-1-8】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-4】 2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学） pp. 3-8

【資料 2-1-5】 入試委員会規程 第 3 条

【資料 2-1-6】 面接試験評価表

【資料 2-1-7】 面接試験要領

【資料 2-1-8】 2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学） p. 10

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、入学定員は 60 人（春入学 30 人、秋入学 30 人）、収容定員は 120 人と定めており、入学試験要項や大学のホームページ、パンフレット等で明記している【資料 2-1-9】。学生募集活動に際しては、国内外に在住する志願者を幅広く確保するため、大学ホームページや SNS 及びウェブ広告等のインターネットを中心とした各種媒体における情報発信を推進し、多様な入学者の獲得に努めている。

過去 5 年間における募集状況については、志願者数を安定して確保しており、入学定員充足率は 0.88 倍～1.27 倍と適正な範囲に収めることができている（表 2-1-2）。

表 2-1-2 1 年次正科生の入学者数、入学定員充足率推移（単位：人）

年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度春 *
志願者総数	60	79	93	86	81
合格者総数	56	73	73	73	40
入学者総数	53	68	64	67	38

入学定員	60	60	60	60	30
入学定員 充足率	0.88 倍	1.13 倍	1.07 倍	1.12 倍	1.27 倍

(*)令和 6 (2024) 年度は春入学募集のみの数値

また正規学生以外の受入として、科目等履修生・聴講生制度を設けている。本学では、単位の修得を目的として履修する科目等履修生と、単位修得なしで受講する聴講生を区別したうえで、いずれも正規学生と同様に春期・秋期の年 2 回募集をおこない、正規学生の受講に支障がでない範囲で受入を実施している。(表 2-1-3)。

表 2-1-3 科目等履修生、聴講生の入学者数推移* (単位：人)

年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度春*
科目等履修生	0	1	2	3	2
聴講生	2	8	13	8	13

(*)入学者数は、年間を通して受け入れた延べ人数

(*)令和 5 (2024) 年度は春入学募集のみの数値

全体的な入学者数の増加に伴い、在籍学生数も適切に維持されており、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点の学生数は 136 人、収容定員充足率は 1.13 倍と正常な範囲の数値となっている(表 2-1-4)。

表 2-1-4 本科生の収容定員充足率推移* (単位：人)

年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
在籍者数	132	116	133	136	136
収容定員	120	120	120	120	120
収容定員 充足率	1.1 倍	0.97 倍	1.11 倍	1.13 倍	1.13 倍

(*)毎年 5 月 1 日時点の学校基本調査の数値

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-9】大学ホームページ「会計大学院概要」

(<https://www.lec.ac.jp/about/gaiyou.html>)

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な選抜方法を組織的に運用している。学生募集状況は近年安定しており、令和 2(2020)年度にオンライン授業の実施に移行した後も、定員を上回る出願者数の維持を継続している。アフターコロナにおいても、特に社会人の学修希望者に対して訴求性が高いオンラインで学修できる環境を特色として掲げながら、インターネットを中心とした情報発信のさらなる強化

に取り組み、国内外の幅広い層における出願者を確保していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援体制は、教務部及び学生部を中心とした事務局職員と教員の相互の連携により整備されている。収容定員を限定し少人数制の授業を多数開講していることから、学修状況や学生生活全般が把握できるよう教職員間で日常的に情報共有をおこない支援を実施している。

具体的な学修支援の施策としては、各学期開始時に実施されるオリエンテーション、履修登録期間中の個別履修相談等が挙げられる【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】。オリエンテーションでは履修登録手続きや修了要件等、履修上の留意事項に関する説明を動画形式で学生に配信している。履修登録期間中も、教務部職員が履修に関する疑問や相談について学生と個別面談を実施する制度を設けており、個々の学生の学修計画についてアドバイスできる体制を整えている。また、履修登録期間後は登録内容に遺漏がないかについても確認し、修了に影響を及ぼす可能性がある場合は、個別に学生に対して連絡と確認を実施している。

授業開講期間中の学修状況については、教務部が授業の様子を録画した動画や出欠状況を管理しており、必要に応じて学生部や教員と情報を共有したうえで学生への指導・支援をおこなっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-2-1】 2024 年度前期オリエンテーション案内（在学生向け）

【資料 2-2-2】 履修登録個別相談受付実績一覧

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)及びRA(Research Assistant)制度は、在学生のほとんどが現職に就く社会人学生であるため採用していないが、本学の修士論文指導では主査となる教員に加え、論文全体の構成面を中心に指導する副査教員、文法・文章構成等のライティング面を中心に指導するライティング指導教員の計3人がチームとなって指導することで、教育支援体制を強化している。

その他学修支援として、令和4(2022)年度よりクラウドビデオ会議サービス(Zoom)を利用したオンライン実施のオフィスアワー制度を設けており、専任教員が学生との直接的なコミュニケーションを通じた学修相談に対応している【資料 2-2-3】。実施にあたっては、

各学期開始前に教務部から専任教員に対してオフィスアワー開設を依頼し、開設時間やオンラインミーティングルーム割り当て等の調整を行ったうえで、オンラインの掲示板で学生に周知する運用となっている【資料 2-2-4】。本学のオフィスアワーにおいては、修士論文を執筆する学生が指導担当教員に対して個別に進め方について相談する等、論文指導支援の一環として特に活用される傾向がある。

障がいのある学生に対しては、学生部を中心として個別に対応・配慮できる体制を整備している。過去に、在学中の事故のため、電動車椅子を使用することになった学生が療養後に復学し修了した事例があるが、その際は学生部が相談窓口となり、「学生支援委員会」や「研究科委員会」において配慮要請に関する検討をおこなったうえで必要な支援策が講じられた。

本学の退学者数は、エビデンス集（データ編）【表 2-3】に示すように、令和 3（2021）年度 1 人（退学率 0.60%）、令和 4（2022）年度 5 人（退学率 3.76%）、令和 5（2023）年度 2 人（退学率 1.48%）である。休学・退学理由の主なものとしては、業務繁忙による出席困難、心身の問題、家庭の事情（介護等）、ならびに目標とする資格試験合格に伴う進路変更等が挙げられる。退学及び休学・留年率抑制のための対応として、授業への出席率が低い学生や単位修得状況が思わしくない学生に対しては、教務部から個別に電話・メール等で連絡を行い事情の把握に努めている。教務部は修士論文執筆を含めた学修計画に関する提案をおこなう他、経済的理由により中途退学・休学を検討している学生には、学生部と連携し学費分納の受付について検討する等、学生からの相談に対して個々の状況に応じた対応をおこなっている。また、履修登録や授業料納付等の手続きが未済の学生についても、学生部から複数回のメール送付や書面の郵送を行い、除籍となってしまう学生を出来るだけ出さないよう配慮している。

なお、本学では中途退学から 2 年間を経過するまでは、退学前の在学期間・修得単位を継続した状態で再入学を認める制度を設けている。業務都合や家庭の事情等により一時的に在学中を中断せざるを得ない学生に対しても、状況に応じて学修を再開するための支援体制を整備している【資料 2-2-5】。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-2-3】 2023 年度後期オフィスアワー実施報告

【資料 2-2-4】 2024 年 4 月 1 日掲示

「2024 年度前期オフィスアワーの実施について」

【資料 2-2-5】 2024 年度春 学生便覧 p. 31

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学修支援は、複数教員から成るチーム制による修士論文指導、オリエンテーション、ならびにオフィスアワー等、教職員間の連携の下で機能している。教学面では主に教務部が窓口となり、学生部や論文指導担当教員等とも日々情報を共有しながら、電話、メール、ならびに面談（対面・オンライン）等の様々なコミュニケーションによって学生からの相談に応じている。今後は休学・中途退学の防止につなげられるよう、教員や学生同士で気軽にコミュニケーションが取れる機会の拡充や勧誘の強化に取り組んでいく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学の在學生は9割超が現職に就く社会人、または一時離職して資格試験勉強含め学修に専念している社会人（定年退職者等も含む）であるため、実績は少数であるものの、社会的・職業的自立を図るための取組みとして以下の通り支援体制を整備している。

1) 進路・就職情報の提供

学生が利用する専用自習室内に進路情報コーナーを設け、就職関連の説明会、セミナー、求人情報等の就職に関する情報が設置されている。その他、学生から希望があれば、学校設置法人の人材紹介事業部門との連携により会計・税務関連職の求人情報を提供する体制を整えている。

2) 就職相談窓口の設置

就職活動をする学生向けに、キャリアカウンセラーに面談形式（対面あるいはオンライン）でキャリアに関する相談ができる窓口を設置しており、学生便覧等で案内している【資料 2-3-1】。常設の窓口ではないため、学生は事務局に利用希望を申し出たうえで、キャリアカウンセラーとの面談日程を調整し相談を依頼するという運用になっている。

3) 「監査法人キャリア教育」の情報提供

全国の会計大学院在學生を対象とした、会計大学院協会が主催するキャリア教育プログラム「監査法人キャリア教育」の参加者募集について、毎年オンラインの掲示板で周知しており、本学からも学生が参加している【資料 2-3-2】。令和 5(2023)年度における本学からの参加者実績は2人となっている。

4) 課外での資格取得支援

在学中・修了後に専門資格の取得を目指す者が多い点を前提とした独自のキャリア支援として、学校設置会社が開講する資格試験対策講座を一般価格から50%の割引価格で受講できる「在院生課外サポート制度」及び「修了生キャリアサポート制度」を設けている【資料 2-3-1】。本制度の対象資格は公認会計士、税理士、ならびに日商簿記1級のみであったが、学生からの要望に応え、令和 4(2022)年 11 月からは社会保険労務士、行政書士、ならびに中小企業診断士についても対象資格に加えている。なお、本制度は在学中ならびに修了後 2 年間に限り利用申請が可能である。令和 5(2023)年度の利用申請者は 24 人（内、在學生 15 人、修了生 9 人）で、対象資格の内訳は税理士 20 人、日商簿記 1 級 1 人、社会保険労務士 3 人であった。

同じく正課授業外での資格取得支援の一環として、米国公認管理会計士（以下、「USCMA」という。）試験対策を目的とした「USCMA 勉強会」（課外講座のため単位認定はなし）を令和 5（2023）年度から開講している【資料 2-3-3】。本講座は、本学が令和 5（2023）年度に IMA（米国管理会計士協会）とパートナーシップを締結したことを契機に開講され、「USCMA」資格を取得している専任教員が担当し、問題演習を中心とした講義をオンラインライブ形式で配信している【資料 2-3-4】。勉強会に申し込んだ者は、本学と提携する教材制作会社（HOCK International）の「USCMA」試験対策教材を、別途割引価格で購入することができる。令和 6（2024）年度より公開講座として学外からの受講申込も受け付けているが、在学生・修了生は本講座を無償で受講できる。令和 5（2023）年度の受講者数は 21 人（内、在学生 7 人、修了生 14 人）となっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-3-1】 2024 年度春 学生便覧 p. 21

【資料 2-3-2】 2023 年 11 月 24 日 掲示 監査法人キャリア教育参加希望者募集の件

【資料 2-3-3】 大学ホームページ「U. S. CMA（米国公認管理会計士）勉強会」

(<https://www.lec.ac.jp/program/koukai/uscma.html>)

【資料 2-3-4】 「USCMA 勉強会①」 講義内容一例

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学における社会的・職業的自立に関する支援のニーズ及び実績は限定的であるものの、学校設置会社との連携や外部機関との提携を活用した資格取得支援を中心に支援体制を整えており、引き続き推進していく。また、修了生による会計・税務分野のキャリアに関する講演会の開催等、同窓会との連携強化によるキャリア支援にも取り組んでいく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援のための組織

本学では、学生支援の主担当部署として事務局に学生部を設置している。学生部では、授業料納付依頼、入学時オリエンテーション動画の配信、修了式・学位授与式等の大学行事の案内、奨学金関連手続き、休・退学の手続き、各種証明書発行等、学生生活に関する各種相談・支援をおこなっている。学生部への相談で組織的な検討・対応が必要となる場合は「学生支援委員会」及び「研究科委員会」が、学生生活に係る各種対応の審議や検討をおこなっている。

2) 心身に関する健康相談等の支援状況

学生の心身の健康に関する相談は、本学が委嘱している学校医及び学外のカウンセラーへの相談窓口の設置により対応している【資料 2-4-1】。ただし、在学生の 9 割超が現職の社会人であり、各自の職場での健康診断や福利厚生制度を利用するケースが大半を占めることから、利用実績はいずれも数年に 1 件程度となっている。

学校医は定期健康診断と、学内で体調不良者が出た場合の診療・健康相談を担当しており、本学から徒歩 3 分の場所に位置する診療所に在籍している。メンタルに関する相談窓口は別に設置しており、利用希望者が事務局へ電話・メール等で希望日時を連絡したうえで、対面あるいはオンラインでのカウンセリングを受けることが可能である。

3) 学生に対する経済的支援の状況

奨学金制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を主に活用している。令和 5(2023) 年度は、延べ数で新規に第一種 2 人、第二種 7 人の奨学金申請を、基準に基づく厳正な審査を行ったうえで学長が推薦可とした【資料 2-4-2】。

また、本学は厚生労働省の教育訓練給付制度（一般教育訓練給付）の指定講座認定を受けており、令和 5(2023) 年度においては 19 人の学生が当該制度を申請している【資料 2-4-3】。

その他の経済的支援としては、信販会社との提携により、学期ごとの授業料の分割払いを可能とする「学費サポートプラン」についても用意しており、令和 5(2023) 年度は 4 人の学生が利用している【資料 2-4-4】。

さらに、本学では出願時において標準修業年限 2 年間の授業料で 4 年まで在学することができる「長期履修学生制度」の利用申請を受け付けている【資料 2-4-5】。本制度を利用する場合、学費は 2 年間の正規授業料分を長期履修年間で分割して納入することになるため、2 年間での修了が難しい学生に対する経済的支援の機能も果たしている。

4) 課外活動への支援状況

本学キャンパス内には専用の学生ラウンジが設置されており、授業前後の時間帯から開放しており学生は自由に利用することができる（平日 14:00～20:00、土日 10:00～19:00）

【資料 2-4-6】。また、運動や課外活動のために学生が利用できる施設として千代田区立の公共スポーツ施設（スポーツセンター「すぽすたちよだクラブ」）を紹介しており、利用料を大学が負担する制度を設けている【資料 2-4-6】。本施設は千代田区内の交通至便な場所であり、体育館・プール・トレーニング機器を備え、各種スタジオプログラムも実施されている。

また、学内コミュニケーション促進のため、学生・教職員が参加する懇親会を事務局主導で定期的で開催している。令和 5(2023) 年度は対面形式で年 2 回、バーチャルオフィスツール（oVice）を用いたオンライン形式で年 2 回、年間で計 4 回の懇親会を開催し、授業外での交流や気軽に学修の相談をおこなえる機会として学生に活用されている。令和 5(2023) 年度における参加者数は、延べ数で対面形式の懇親会には学生 69 人及び教職員 35 人、オンライン形式では学生 21 人及び教職員 23 人が参加している。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 2-4-1】 2024 年度春 学生便覧 p. 22
- 【資料 2-4-2】 2024 年度春 学生便覧 pp. 17-20
- 【資料 2-4-3】 2024 年度春 学生便覧 p. 20
- 【資料 2-4-4】 2024 年度春 学生便覧 pp. 17-18
- 【資料 2-4-5】 2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学） p. 12
- 【資料 2-4-6】 2024 年度春 学生便覧 pp. 5-6

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援として様々な施策をおこなっているが、特にオンラインによる授業実施体制に移行した近年においては、学修環境の変化や学生の多様化に伴い、個々で抱えている課題や状況に即した支援が求められている。学生部を中心とした対応だけではなく、他の教職員も学生の現状理解や支援のための知識を習得するため、学生支援のための FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修を定期的実施し、支援の一層の充実に努める。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業をおこなう学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学では大学院設置基準第 24 条第 1 項に規定される校舎等施設の要件に準拠するため、物理的な校舎等施設の面積要件は設けられていないが、教育研究上の必要に応じた施設を表 2-5-1 のとおり整備している【資料 2-5-1】。

表 2-5-1 施設の整備状況（令和 6(2024)年 5 月 1 日時点）

ビル・施設	面積 (㎡)
Daiwa 三崎町ビル（東京都千代田区神田三崎町 2-2-15）	
研究科長室・副研究科長室	33.63
会議室（共同研究室）	31.02
事務室	42.95
教員研究室①*1	47.56

	教員研究室②*2	51.04
	教員研究室③*3	61.08
	講義準備室 兼 講師控室	31.02
	学生ラウンジ	33.63
	教室①	70.80
	教室②	58.00
	教室③	61.08
	図書館・自習スペース	128.74
塩谷ビル（東京都千代田区神田三崎町 2-2-12）		
	閉架書庫	68.64
	倉庫	75.31

※1 専任教員 4 人の個室型研究室を含む

※2 専任教員 4 人の個室型研究室を含む

※3 専任教員 5 人の個室型研究室を含む

本学は東京都千代田区内の建物 2 棟に校舎施設を設置していたが、令和 5（2023）年度に、塩谷ビルに設置されていた図書館や学生ラウンジ等の施設を Daiwa 三崎町ビルへ移設した【資料 2-5-2】。この移設により、学生・教職員が利用する主要な校舎施設が Daiwa 三崎町ビルに集約され、特に学生が施設を利用するうえでの利便性が大幅に向上した。同時に、施設全体の安全性、快適性ならびにバリアフリーの観点からも、教育研究においてより適切な学修環境・設備に改善された。現在、塩谷ビルには閉架書庫と倉庫のみが配置され、通常時は教職員や学生の入館は発生しない。

現在 Daiwa 三崎町ビルにある施設は、学校設置会社の情報システム部門による管理の下、全館にネットワークセキュリティを確保したインターネット環境を整備している。

なお、本学ではインターネットを利用して教室以外の場所で授業をおこなうことが前提であり、いわゆる対面授業は原則としておこなっていない。そのため、オンラインによる授業実施体制に移行した令和 2(2020)年度以降、来校者数は大幅に減少しているが、研究室から授業を配信する教員、図書館や自習室を利用する学生、空き教室でオンライン授業を受講する学生等、一定の施設利用が継続している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-1】 LEC 会計大学院 施設見取り図

【資料 2-5-2】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学施設変更について

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 学修環境及び ICT 施設の整備・活用状況

本学ではオンラインで履修が完結するための学修環境として、情報共有に関しては主にクラウド型学習システム (Google Classroom)、授業の配信に関してはクラウドビデオ会議

サービス (Zoom) を活用している。「Google Classroom」では、学生及び教員に対して Google アカウントを付与したうえで、授業を実施する Zoom ミーティング情報、配布資料、ならびに Youtube に限定公開される授業動画など、授業に関わる情報はすべて「Google Classroom」に集約している。その他、学生から提出されたレポートや修士論文草稿に対する教員からのコメント、試験・レポート実施に関する情報、事務局からの発信を含め、学生生活全般における情報共有基盤として「Google Classroom」を活用している。また、授業の配信では「Zoom」の画面共有機能や録画機能も活用しており、オフィスアワーや学内会議全般の運営においても同ツールを採用している。

各システムのユーザー管理やデータの保管等の運用管理は、教務部がおこなっている。また、本学では「情報システム委員会」の下で障害発生時の報告や情報セキュリティ対策を含めたシステム関連の取り組み検討を行っており、責任ある体制で適切に運営・管理している【資料 2-5-3】。クラウド環境においては災害等に起因する運用の一時的な停止が発生する可能性はあるが、定期的にデータのバックアップを保管する等の対応策を実施している。

ICT 施設に関しては、基準項目 2-5-①で述べたとおり、校舎施設にはセキュリティを強化した高速無線 LAN 及び有線 LAN のネットワーク環境を整備している。学内のパソコン機器についても、学生貸出用のパソコンも含め、定期的にアプリケーション・ソフトウェア等のアップデートを行い、教育研究において適切に使用できるよう管理している。

2) 図書館の整備・活用状況

本学附属図書館の蔵書に関しては、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点で 28,136 冊、定期購読雑誌のタイトル数は和洋合わせて 31(所蔵タイトル数は計 146)を図書館に配架している。具体的には、修士論文作成(租税法・会計)に必要な主要な雑誌については近年の発行分を網羅しており、教員・学生からの図書購入リクエスト制度や、本学の元教員からの図書寄贈を通じた関連書籍の充実も進められている。その他図書館に必要な資料は、教員の推薦等も踏まえて「図書館委員会」において選定・購入される。歴史的に古い書籍や雑誌のバックナンバーは本学のみで揃えることが難しいため、他大学との相互貸借・文献複写制度を整備し、国会図書館、租税資料館等の積極的な利用も推奨している。

全ての授業をオンラインで実施する本学では、在学生・修了生は国内外の広範囲にわたって在住しているため、図書館に直接来館する者は少数ではあるものの、令和 5(2023)年度は年間延べ 110 人が図書閲覧や文献複写のために来館している。来館者の利便性に配慮し、図書館にはインターネット接続が可能なパソコンを設置した閲覧席を 3 席配置している。授業期間中は平日 14 時から 20 時まで、土日は 10 時から 19 時まで開館し、平日夜間の授業前や土日の授業の合間でも、学生が利用できる体制で運営している。令和 5(2023)年度に図書館の移転を実施し、事務局や自習室と同じ建物内に配置したことでアクセス面の利便性も向上した。加えて、授業科目で指定された教科書・参考図書の配架スペースを設けており、来館者が閲覧しやすいよう配架の調整をおこなっている。

来館する学生が少ない状況下での図書利用促進のため、図書の貸出については郵送貸出を実施している。学生は、蔵書検索システム(OPAC)を利用して館内の収蔵図書を検索したうえで、蔵書がある図書については郵送貸出の申込が可能である。令和 6(2024)年度に

入ってからは、約1か月で在学生3人が計8冊の郵送貸出を利用している。

また、教育研究のための電子サービスとして、判例データベース「Westlaw Japan」を学外からのアクセスでも利用可能としており、学生と教員が研究活動において調査・検討するための参考資料として活用できる。全体の検索履歴をみると、平日・土日に関係なく毎日70～200種以上の判例や資料等の検索実数があり、学生に広く利用されている。このように、本学の特色であるオンラインの学修環境充実化に向けて、附属図書館としても遠隔によるサービスの拡充・提供に注力している。

なお、附属図書館に関する利用情報の周知については、大学ホームページ及びオンラインの学内掲示板(Google Classroom)を通して利用者へ発信している【資料2-5-4】。

図 2-5-1 附属図書館の写真



<エビデンス集・資料編>

【資料2-5-3】LEC 東京リーガルマインド大学院大学
情報システム委員会規程 第5条

【資料2-5-4】大学ホームページ「図書館案内」
(<https://www.lec.ac.jp/library/>)

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、開設時に構造改革特別区域法に基づく構造改革特区内の特例措置 821 (801-1) (校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業) の適用を受けて設置され、校舎の大部分を借用して運営している。現在施設がある建物 (2 棟) はいずれも借用であるが、オフィスビルに必要な耐震基準を満たし、法令に従い管理会社によるメンテナンスが行われ、学校設置会社の防災・危機管理方針に則り防火管理者選任、消防計画策定等の必要な措置が講じられている。

特に現在教職員や学生が利用する主な校舎施設がある建物については、エレベーター (2 基) ・バリアフリースイレが設置され、各階のフロアは段差がない構造となっており、障

がい者や年配者に対するバリアフリー化への配慮が行われている。また、昭和 56(1981)年建築基準法施行令改正の新耐震基準を満たしており、安全性も確保されている。防犯対策としては、防犯カメラが導入されているとともに、建物全体で警備会社と契約し、24 時間機械警備をおこなっている。

2-5-④ 授業をおこなう学生数の適切な管理

本学では、広い視野や周辺領域における知識の涵養を目的とした基本科目群、ならびに基礎知識を発展させるための発展科目群のような、講義が主な形式の科目においては履修者数が 60 人程度になるよう管理をおこなっている。加えて、先端知識を学ぶ応用・実践科目群のような、参加型授業の履修者数は 15 人を超えないように管理している。このように、60 人という入学定員を勘案したうえで授業をおこなう学生数について管理方針を定めている【資料 2-5-5】。この方針を基に教務部と科目担当教員が協議し、必要に応じて履修者数の制限（成績状況やテストによる選抜）をおこなうことで、より各科目の性質に適した学生数管理を実施している。方針よりさらに少ない学生数で授業をおこなう場合等、特別な定員を設ける場合は、シラバスやオリエンテーションでの説明により事前に学生に向けて周知をおこなう。

さらに、春期・秋期の年 2 回入学時期を設けている点を踏まえたうえで、学生の段階的履修を徹底するため、履修対象者が多い必修科目（租税法等）の複数回開講や、事例研究科目の履修制限（入学後最初の学期では履修登録対象外とする）を実施している。そのため、どの科目も大幅に定員を超過するといった事態は発生しておらず、履修を希望する学生に不利益が生じないよう配慮した授業管理をおこなっている【資料 2-5-6】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-5】2024 年度（令和 6 年度）カリキュラム一覧

【資料 2-5-6】2024 年度前期科目別履修人数一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

オンラインの学修環境についてはクラウドのサービスを主に活用しているが、引き続き安定稼働できるよう適切に運用していく。図書館については電子サービスの利便性向上のため、特に論文指導や事例研究で利用が多い判例・法令系データベースへのリモートアクセス導入を計画する。物理的な施設の整備に関しては、学生の校舎利用についてのニーズをアンケート等で継続的に把握し、適切な ICT 環境を整備していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見や要望を把握するために、授業評価アンケート（対象：全開講科目における受講生）、入学時学生意識調査（対象：4月・10月の新入生）、ならびに修了時学修成果調査（対象：3月・9月の修了予定者）を実施している。

授業評価アンケートは全授業科目を対象として、オンラインのフォーム作成ツール（Google Forms）を使用し、教務部が各学期に2回実施している。アンケートは、学生の当該科目への取り組み、教員の説明の分かりやすさ等について「1」から「5」までの5段階尺度で評価する項目と、学生が自由に意見を書く自由記述項目から構成されている。少人数で実施される科目もあることからアンケートの回収率は科目によってばらつきはあるが、全体としては概ね50%前後を推移している【資料 2-6-1】。アンケート結果は教務部が取り纏めたうえで各授業科目の担当教員に周知され、担当教員はアンケートの回答結果を踏まえた総評・コメントを学生に公開し、回答内容に対するフィードバックをおこなっている。また、全授業科目の集計結果（自由記述欄のコメントも含む）については「研究科委員会」や「FD委員会」等の各種会議体で報告・共有されている。大学ホームページでも集計結果を公開している【資料 2-6-2】。

入学時学生意識調査と修了時学修成果調査は、自己点検・評価委員会の下に小委員会として設置された「IR(Institutional Research)委員会」の下、授業評価アンケートと同様にオンラインのフォーム作成ツール（Google Forms）を使用し、総務部が年2回実施している【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】。総合的評価、授業内容、学修環境、ならびに学生生活支援体制等に関する選択形式の設問項目と、学生が自由に意見を書く自由記述項目から構成されている。令和5(2023)年度3月に実施した修了時学修成果調査の「LEC 会計大学院の学修及びキャリア支援において、役に立ったと感じる支援はあったか」という設問（複数選択式）に対しては、「オフィスアワー制度」、「オリエンテーション動画」及び「個別履修相談」について「役に立った」「便利だった」と評価した回答が上位を占めていることから、引き続きこれらの学修支援策を継続する根拠として教務管理に活用されている【資料 2-6-4】。

以上より、学生の意見を汲み上げるシステムは整備されており、学修指導含め支援体制の整備に活用されている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-1】 2024 年度前期（中間）大学院授業評価アンケート全体結果

【資料 2-6-2】 大学ホームページ「2023 年度後期授業評価アンケート全体集計」

(https://www.lec.ac.jp/activity/pdf/fd/2023_enquete_2h.pdf)

【資料 2-6-3】 2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果

【資料 2-6-4】 2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活及び学修環境に関する意見・要望の把握についても、前述の入学時学生意識調査及び修了時学修成果調査で把握している【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】。令和 5(2023)年度 3 月に実施した修了時学修成果調査の「LEC 会計大学院の学生生活支援において、役に立ったと感じる支援はあったか」という設問（複数選択式）に対して、特に対面開催の懇親会については「役に立った」という回答が 50%を占めている【資料 2-6-5】。令和 6(2024)年度 4 月に実施した入学時学生意識調査においても、69%の学生が対面開催の懇親会に参加したいという意見を持っている【資料 2-6-6】。以上の点から、オンラインをメインとした学生生活においても、対面によるコミュニケーションの機会を設ける取組みの必要性が示唆されている。この点を踏まえて、令和 6(2024)年度においても、事務局主催の対面形式による懇親会の開催を継続している。自由記述のコメントでも学生同士のコミュニケーション誘導に関する要望等、オンライン学修における交流面での課題を提起する意見が複数提出されていることから、今後の学生生活及び学修環境に関する支援策の方針として検討する。

学修環境については、修了時学修成果調査ではオンラインの学修環境、校舎施設環境とそれぞれについて設問を設けているが、本学が主とするオンラインの環境については回答者の 9 割以上が「満足している」あるいは「やや満足している」と回答している【資料 2-6-7】。

以上のことから、学生生活や学修環境に関する学生の意見を汲み上げるシステムは整備されており、支援体制に反映されている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-5】 2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 15

【資料 2-6-6】 2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果 p. 8

【資料 2-6-7】 2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 10

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き授業評価アンケート、新入生に対する意識調査、修了生に対する満足度調査等を実施し、学修環境や学生生活に関する学生からの意見・要望を汲み上げ、本学の運営改善に活用していく。授業内容、オンラインの学修環境及び修士論文指導体制に関して概ね高い満足度を維持できているが、今後の学修支援改善に向けて、より一層結果の分析と可視化を推進し、大学組織全体でデータを活用できるような情報共有の仕組みを整備する。

[基準 2 の自己評価]

学生の受入に関しては、教育目的に基づき策定されたアドミッション・ポリシーに沿って入学者を受け入れており、コロナ禍以降においても収容定員に沿った学生数を安定して維持している。

学生の受入後は、定員数が少ない大学であるという点を活かし、教職連携で学修支援及

び学生生活支援をおこなっている。特に教務部・学生部等の部署と教員が、各学生の学修状況や授業の様子について日々情報を共有しており、きめ細やかな学生対応をおこなっている。また、授業外でもオフィスアワーや懇親会等、学内コミュニケーションを促進する機会を設けている。

キャリア支援についてはニーズおよび実績は限定的であるものの、社会人のキャリア構築に向けた資格取得支援を中心に、本学独自の支援策を推進している。

学生サービスについては学生生活安定のための各種制度を整備しており、学生部が窓口となり学生からの各種相談に対応している。心身の健康等の悩みに対しては学外の専門家からカウンセリングを受けられる体制を整備している。

学修環境の整備については、オンライン、物理的な校舎施設の両面から学修における利便性向上に向けた取組みを推進しており、特に図書館を移設したことでバリアフリーの配慮や安全性についても確保された環境が整えられている。令和 2（2020）年度からオンラインで授業を実施する体制に移行し、来校者が限定的になったなかでも、図書貸出郵送サービスの実施や、判例データベースのアクセス等電子サービスを提供し、遠隔支援を充実させている。授業をおこなう学生数についても、方針に沿って学修に不利益が生じないよう配慮した管理をおこなっている。

学生の意見・要望への対応については、授業評価アンケート等を軸に入学時、修了時の各フェーズで意識調査を実施しており、結果については各種会議体を通してフィードバックされている。

以上の点から、基準 2「学生」で求められている要件を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーでは、教育目的を踏まえて以下の能力を修得するための人材養成を掲げている【資料 3-1-1】。また、履修上の区分として「コース」及び「モデル」を設置しており、各学生の学びの志向や目標に応じて、より効果的かつ効率的な学修を進めることができるようにしている。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本会計大学院は、固有の使命・目的に沿って学修し、以下に示すように教育目標に沿った能力を修得した学生に、「会計修士（専門職）」の学位を授与します。

1. 最新の会計知識を習得し、税法への理解を有すること。
2. 職業倫理について基礎知識を習得し、自身の倫理観を有すること。
3. 経営に関する基礎的な考え方を理解していること。
4. 以上を踏まえ、論理的思考能力並びに、言語による（口頭並びに文章による）論理的発表能力を有すること。

ディプロマ・ポリシーは、大学のホームページやパンフレット等で公開している【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】。また、毎学期の履修登録時期に学生へ配布する履修指導要項や、毎年度教員へ配布するシラバス作成要領にも掲載しており、定期的に周知をおこなっている。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-1】エビデンス集(資料編)F-13

「三つのポリシー一覧」

【資料 3-1-2】大学ホームページ「使命・目的・教育目標」

(<https://www.lec.ac.jp/about/mission.html>)

【資料 3-1-3】大学パンフレット vol.18.5 p.16

【資料 3-1-4】2024 年度前期 履修指導要項（新入生用、在院生用） p.1

【資料 3-1-5】2024 年度シラバス作成要領 p.4

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえたうえで、単位認定基準、修了認定基準等は学則や各種規程で明確に定めており、厳正に適用している。また、毎学期の履修登録時期に在学生へ配布する「履修指導要項」や「学生便覧」にも掲載し周知を図っている【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】。なお、本学の場合は在学年数に応じて年次が繰り上げられるようになっており、単位数等による進級基準は設けていない。

1) 単位認定基準

単位認定基準については学則第 23 条で定めている【資料 3-1-8】。成績評価は、S (90～100 点)、A (80～90 点未満)、B (70～80 点未満)、C (60～70 点未満) の評価を合格とし、F (60 点未満) を不合格としている。ただし、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格または不合格のみの評価とし、合格した授業科目については、所定の単位を与える。科目ごとの単位認定基準については、成績評価における考慮要素が各授業科目の性質に応じて設定され、各々の要素による評価の合計が 100% になるよう配分を定めている。考慮要素と評価配分の設定はシラバスで学生に明示している【資料 3-1-9】。

毎学期の成績評価実施期間には教務部から教員にガイドラインを配布し、成績評価の分布に偏りが生じないよう留意事項を提示している【資料 3-1-10】。また、成績通知後から指定の期限までは、学生からの成績評価に対する疑義照会申請を受け付けている【資料 3-1-11】。

2) 他大学院履修及び既修得単位の認定

在学中に他の大学院で履修する単位の認定は学則第 24 条、入学前に他の大学院で履修した既修得単位の認定については学則第 25 条で定めており、いずれも認定単位数の上限は本学が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲としている【資料 3-1-12】。単位認定時の手順として、認定希望者にはまず入学手続き時に「入学前既修得単位認定申請書」と併せて、成績証明書及び単位修得した科目のシラバス提出を要請している。認定希望科目の担当教員が、既修得単位に係るシラバスに記載された履修内容と、本学シラバスの授業内容とを個別に照合確認し、「研究科委員会」の審議を経て研究科長が認定をおこなう【資料 3-1-13】。

3) 修了認定基準

本学の修了要件については、学則第 26 条で「2 年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修して 40 単位以上を修得することとする。修士論文を作成し、学位の取得をしようとする者は、さらに、指導教授から必要な研究指導を受け、本大学院でおこなう論文審査及び最終試験に合格することとする」と定めたとうえで、要件を満たした者については学則第 31 条、学位規則第 3 条で「会計修士（専門職）の学位を授与する」と規定している【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】。修了認定については学則第 28 条で定められているとおり、各学期の「研究科委員会」で審議のうえ、許可された者について学長が修了

認定をおこなう【資料 3-1-16】。修士論文の審査にあたっては、論文指導に関する事項を所掌する「研究指導委員会」が定めた審査基準に則り、主査指導教員が審査を実施し、結果を「研究科委員会」で諮ったうえで可否を決定する【資料 3-1-17】。これらの審査手続については「修士論文審査手続規則」に沿って運用している【資料 3-1-18】。

4) GPA(Grade Point Average)制度と長期履修学生制度

本学ではGPA制度を導入しており、毎年3月に年度の修了生の中から表彰される成績優秀者の選定基準として活用している。また、基準項目2-4-①でも述べた通り、社会人学生の時間的・経済的理由等の事情に応じ、標準修業年限(2年間)を超えて履修し学位を取得できるよう、「長期履修学生制度規則」を定め、規則に沿って適用している【資料 3-1-19】。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 3-1-6】 2024 年度春 学生便覧 pp. 34-41 (学則等掲載部分)
- 【資料 3-1-7】 2024 年度前期 履修指導要項 (新入生用、在院生用) p. 4、pp. 8-9
- 【資料 3-1-8】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 23 条
- 【資料 3-1-9】 「租税法」シラバス一例
- 【資料 3-1-10】 LEC 会計大学院 成績評価のお願い (2023 年度後期)
- 【資料 3-1-11】 2023 年度後期 疑義照会申請書
- 【資料 3-1-12】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 24 条、第 25 条
- 【資料 3-1-13】 既修得単位の認定申請について
- 【資料 3-1-14】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 26 条、第 31 条
- 【資料 3-1-15】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学位規則第 3 条
- 【資料 3-1-16】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 28 条
- 【資料 3-1-17】 審査基準及び評価法
- 【資料 3-1-18】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 修士論文審査手続規則
- 【資料 3-1-19】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 長期履修学生制度規則

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的及びディプロマ・ポリシーに沿った学位授与をおこなうため、履修指導要項での案内や各種ガイドラインの内容も再検討したうえで、引き続き単位認定基準や修了判定基準等の厳正な適用を継続する。また、教務部と学生部を中心に未履修者に対する改善指導を継続し、厳正な学籍管理に努める。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では履修上の区分として学生の目標に応じた「コース」及び「モデル」を設置したうえでカリキュラムを編成しており、教育課程の編成方針を以下の通り定めている【資料 3-2-1】。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本会計大学院は、固有の使命・目的に即して定める教育目標を達成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し、実施します。

Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせると共に、論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させることを基本として、倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識と経営に関する基礎的考え方を修得させ、IT リテラシーと英語による思考様式の理解と表現力を向上させる。

カリキュラム・ポリシーは大学ホームページで公表している【資料 3-2-2】。また、カリキュラムの全体像と科目の履修順序を示した「カリキュラム一覧」を作成しており、大学ホームページでの公表や毎学期の履修登録時期に在学生へ配布することで周知に努めている【資料 3-2-3】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-1】 エビデンス集(資料編)F-13

「三つのポリシー一覧」

【資料 3-2-2】 大学ホームページ「使命・目的・教育目標」

(<https://www.lec.ac.jp/about/mission.html>)

【資料 3-2-3】 2024 年度（令和 6 年度）カリキュラム一覧

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーは、教育目的に沿ってディプロマ・ポリシーで定めている能力修得を達成するための教育課程編成の方針を示すものとして、一貫性を担保している。本学では会計専門職大学院制度と「会計大学院コア・カリキュラム」に準拠した枠組みを採用し、カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成し実施している。

1) 教育課程概要

本学の教育課程では教育研究の対象となる分野を 6 つの領域（全体、財務会計、管理会計、監査、経営・ファイナンス、法律）に区分し、領域ごとに授業科目を 3 段階の系列（基

本科目、発展科目、応用実践科目)に分類している。広い視野や周辺領域の知識を涵養することを目的とした基本科目、基礎知識を展開・発展させるための発展科目、先端知識を学ぶための応用実践科目としてそれぞれ科目が配置されており、学生が系統的・段階的に履修ができるよう編成している【資料 3-2-3】。なお、カリキュラム編成に関する検討は、専門委員会である「カリキュラム検討委員会」が所掌し、毎年度見直しをおこなっている【資料 3-2-4】。

2) シラバスの整備状況

シラバスはすべての開講科目で作成され、「授業の目的」「授業の到達目標」「履修条件」「授業計画（各回の授業内容）」「各回の授業内容」「使用教科書」「評価方法（成績評価配分）」等の項目を記載し、学内外に向けて大学ホームページで公開している【資料 3-2-5】。シラバスの整備については「FD委員会」が所掌し、記載方針や項目について定期的に見直し・検討をおこなっている。さらに、記載内容の標準化を図るため「FD委員会」で承認された方針に沿って毎年「シラバス作成要領」等を教員全員に配布している。各科目の成績評価方法や課題の実施方法は、科目担当教員の判断を重んじたうえで「FD委員会」で承認された方針を遵守し決定している【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】。

3) 履修登録単位数の上限設定

履修科目登録の上限設定に関しては、学則第 23 条 4 項で年間履修登録単位数の上限を 30 単位と定め、単位の実質化に努めている【資料 3-2-8】。さらに、年次ごとの学習負荷を考慮した履修登録単位数のバランスを踏まえて、各学期の履修登録単位数の上限を 16 単位に設定し、オリエンテーションや「履修指導要領」等で周知・指導している【資料 3-2-9】。その他、単位の実質化に関連する施策としては、社会人学生が多いことを考慮し平日の授業時間設定を 1 コマ（19:30～21:00）のみに限定している点や、「長期履修学生制度」において、各学生の履修期間に応じて年度ごとの修得単位数上限を設定している点等が挙げられる。

また、一部科目（全体領域の英語系科目、「統計学」、「租税法研究指導」等）を除き、授業欠席者へのフォロー用として録画した授業のアーカイブ動画を履修者に向けて限定公開しており、授業期間内であれば復習のために何度でも閲覧することができる【資料 3-2-10】。各科目のシラバスや授業内で参考図書を紹介し、適宜学習資料を提供する等、学生の自主的な授業時間外の予復習を促進している【資料 3-2-11】。

4) 教育課程連携協議会からの意見聴取

専門職大学院設置基準の第 6 条 2 項に則り、本学では令和元(2019)年度より教育課程連携協議会を設置している。本協議会は、学内委員 2 名（本学教務部長と事務局長）、特区地域関係者、学外有識者、修了生、研究科専攻に関する広域職業団体関係者から構成されており、毎年度定期的に開催している。本協議会を通して学外からも教育課程に関する客観的な意見を聴取し、「カリキュラム検討委員会」が教育課程編成を検討する際に勘案したうえで、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の実践に努めている【資料 3-2-12】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-4】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 カリキュラム検討委員会規程
第 5 条

【資料 3-2-5】 大学ホームページ 2024 年度シラバス
(https://sites.google.com/g.lec.ac.jp/syllabus2024/?_ga=2.264690895.1510073294.1712212197-243797132.1693298282)

【資料 3-2-6】 2024 年度シラバス作成のお願い

【資料 3-2-7】 2024 年度シラバス作成要領

【資料 3-2-8】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則 第 23 条 4 項

【資料 3-2-9】 2024 年度前期 履修指導要項（新入生用、在院生用） p. 4

【資料 3-2-10】 2024 年度前期 履修指導要項（新入生用、在院生用） p. 13

【資料 3-2-11】 「租税法」シラバス一例

【資料 3-2-12】 2023 年度教育課程連携協議会 実施報告

3-2-④ 教養教育の実施

本学は専門職学位課程のみを置く大学院大学であるため、教育課程に「全体領域」の区分を設定し、一般教養領域に対応する科目を設置している【資料 3-2-3】。具体的には IT 基礎科目、英語科目、ならびに文章指導をおこなう「アカデミック・ライティング」等が挙げられる。

IT 基礎科目は、教育目標及びカリキュラム・ポリシーに則り、高度会計専門職業人に要請される Office ソフトや BI (Business Intelligence) ツールの活用スキルを学ぶ「IT リテラシー I」「IT リテラシー II」や、AI (人工知能) を適切に利用するための知識修得とスキル構築を目指す「AI リテラシー」(令和 6 (2024) 年度より開講) 等の科目を展開している【資料 3-2-13】。英語科目は会計実務の国際化に対応するため、文法重視ではなくコミュニケーション能力と異文化理解の促進を主とした内容となっている【資料 3-2-14】。令和 2 (2020) 年度から開講した「アカデミック・ライティング」は、論文執筆を円滑に進めることを目的として入学後最初の学期における履修登録が推奨されている。修士論文指導で構成指導ならびに文章指導を担当する複数教員による指導の下、グループワークを用いた学術的文章作成における基礎スキルの養成を実践している【資料 3-2-15】。

「全体領域」科目の実施に関わる事項の審議に関しても、「カリキュラム検討委員会」が他の領域と同様に所掌しており、責任ある体制を確保している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-13】 「AI リテラシー」シラバス一例

【資料 3-2-14】 「実用英語演習基礎」シラバス一例

【資料 3-2-15】 「アカデミック・ライティング」シラバス一例

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では現職の社会人が在学生の多数を占める点に配慮し、授業の開講を平日夜間と土

日に限定したうえで、クラウドビデオ会議サービス（Zoom）を用いたオンラインライブ形式で実施している。アクティブ・ラーニング等授業内容・方法の工夫については、特に学生が主体的に取り組む演習を重視する、事例研究を含む応用実践科目や「アカデミック・ライティング」等の科目では、Zoomの画面共有機能（図3-2-1）やブレイクアウトルーム（履修者を少人数のグループに分けてディスカッションできる機能、図3-2-2）等を活用し、オンラインライブ授業においても双方向性を確保した授業方法を実践している【資料3-2-16】。

図3-2-1 Zoomの画面共有機能を活用した授業の写真



図3-2-2 授業科目「アカデミック・ライティング」の写真



修士論文指導については、2010（平成22）年度より本学独自の指導体制を開発し、教授方法の工夫を重ねている。指導の主な特徴として、「マイルストーン管理」と「チーム制による指導」が挙げられる。「マイルストーン管理」とは、論文作成過程を複数の段階に分け、各段階に達成目標を設定して進捗を管理する体制である【資料3-2-17】。

租税法の論文指導の場合は、租税法の専門家である主任指導教員の他に、論理的構成を指導する構成指導教員、ならびに表記法や文章表現法を指導する文章指導教員が加わり、

計3人の教員が1班となって各学生の論文指導をおこなう体制を採用している。会計学の論文指導の場合は、管理会計分野を専門とする研究者教員が構成を含め指導する主査指導教員となり、会計学独自の図表設定等の体裁面を指導する副査指導教員を加えた計2人1班が各学生を指導する。このように、実務家教員と研究者教員が共同して論文指導に臨む体制が本学の「チーム制による指導」であり、理論と実務の融合を実現している【資料3-2-18】。

その他の取組みとして、学生は毎週指定の曜日に論文の草稿データをクラウド型学習システム（Google Classroom）に提出し、教員が確認した上で週末に開講される研究指導に臨むというサイクルを採用している【資料3-2-17】。また、論文審査では、各学生に対して主査教員ならびに副査教員による口頭試問を実施している。以上の点から、本学の修士論文指導においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる論理的思考能力及び論理的発表能力の養成に向けた効果的な指導体制を確立している。論文指導の教授方法については「研究指導委員会」が所掌し、議論を重ねながら、さらなる指導体制の充実を図っている【資料3-2-19】。

その他、教授方法の改善については「2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」で述べた通り、各科目担当教員の教授方法改善に活用できるよう教務部が「授業評価アンケート」の回答を取り纏め、学生から寄せられた全てのコメントを含めた統計を「研究科委員会」等の会議体で共有している【資料3-2-20】。

<エビデンス集・資料編>

【資料3-2-16】 大学パンフレット vol.18.5 pp.4-5

【資料3-2-17】 大学パンフレット vol.18.5 pp.10-11

【資料3-2-18】 大学パンフレット vol.18.5 p.12

【資料3-2-19】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究指導委員会規程 第5条

【資料3-2-20】 2024年度前期（中間）大学院授業評価アンケート全体結果

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的（教育目標）と三つのポリシーに沿って、引き続きシラバスの整備や「カリキュラム一覧」の作成・周知に取り組み、学生が目的に応じて段階的に学修を進められるよう体系的な教育課程を編成する。

また、個々の教員のフィードバックに留まらず、授業評価アンケートから得られた集計データや学生の意見を効果的・組織的に教授方法の工夫や改善に活用する体制を強化する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」の小委員会（ワーキング・グループ）として設置されている「IR委員会」や教務部を中心に、教育課程の質を保証するため各種調査の実施・分析に取り組んでいる。

1) 学生の学修状況及び学修成果に関する調査

アドミッション・ポリシーに関連する学生の実態把握としては「入学時学生意識調査」（新入生を対象としたアンケート）を実施しており、「ディプロマ・ポリシーで挙げている中で身に付けたい能力」、「本学を知る上で役立つ媒体」、「入学の決め手」、「学修支援・学生生活支援の利用希望状況」等、多角的な視点で入学者の意向を調査している【資料 3-3-1】。

カリキュラム・ポリシーに関連する学修成果の確認として、基準項目 2-6-①で述べた「授業評価アンケート」では、授業運営に関する各種評価に加えて「実務や将来のキャリアに役立つと思うか」の設問を設けており、各科目の担当教員が学修成果の実態を把握できるようにしている。令和 5(2023)年度後期のアンケート結果では、この設問に対して、「非常に役立つ」と回答した割合が 59.5%、「まあまあ役立つ」が 26.4%、「どちらともいえない」が 10.5%、「あまり役立たない」が 2.7%、「全く役立たない」が 0.9%であった【資料 3-3-2】。

また、修了時点での学修成果の点検・評価として「修了時学修成果調査」を実施しており、学生の満足度やディプロマ・ポリシーに掲げた能力修得に関する自己評価を調査している。令和 5(2023)年度 3 月修了生への調査結果では、「キャリアで役立つ学びがあったか」の設問に対して 86.4%が「あった」と回答した。「どういった場面で役立つと感じたか」の設問（自由記述）に対しては、「顧客に説明・提案をおこなう場面で、LEC 会計大学院で学んだ論理的思考力・発表能力や事例知識が役に立った」といった趣旨のコメントが複数みられた【資料 3-3-3】。

以上のとおり、学修成果に関する各種調査結果では、特に実務やキャリアの面で有用な学修成果を得られるという点が学生から評価されており、会計・税法分野の実務スキル及び実践力向上における本学カリキュラムの有益性が示されている。

なお、令和 5(2023)年度 3 月修了生への修了後の進路調査では「在学中の仕事を継続（自営業含む）」が 68.2%と最も多く、「新たに就職／再就職／転職が決定している（自営業を含む）」が 9.1%、「現在は離職しており、就職や開業に向けて準備をおこなう」が 9.1%、「その他」が 13.6%という結果であった。これらの傾向は前年度までのアンケート結果でも同様であることから、本学での学修成果は修了後のキャリアにも活かされている状況であるといえる【資料 3-3-4】。

2) 学生の資格取得状況に関する調査

会計実務家養成を目的とする本学では、特に会計分野の資格取得状況（税理士、公認会計士試験の科目合格および免除認定状況を含む）については修了後も定期的にメールでヒアリングを重ね、把握に努めている。令和 6(2024)年 5 月 1 日時点で、本学で合格した租

税法修士論文による税法免除認定者は延べ 319 人、会計学修士論文による会計学免除認定は延べ 57 人となっている。本学修了者における税理士資格取得者は 346 人、公認会計士資格取得者は 10 人である。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-3-1】 2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果

【資料 3-3-2】 2023 年度後期（期末）大学院授業評価アンケート全体結果

【資料 3-3-3】 2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 pp. 3-5

【資料 3-3-4】 2023 年度 3 月 修了時進路調査結果

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生の学修状況、資格取得状況、就職状況、満足度調査、ならびに休学・退学の状況等については事務局の各部署が整理し、「研究科委員会」及び「学校経営委員会」等の会議体で報告するため、全ての専任教員及び職員が教学に関する現状について課題意識を共有できるようになっている。

特に、各学期に 2 回実施する授業評価アンケートの集計結果については、開講科目全体の統計と各科目に対する学生からのフリーコメント（要望や感想）を専任教員全体に通知し、教育内容・方法および学修指導改善に役立てられている。令和 6 年(2024)年度から、教員は各担当科目のアンケート結果に対する総括コメントを学習システムに掲載する形で、学生からの声に対して直接フィードバックをおこなっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成度を把握するための学修成果の点検・評価に関しては、既に実施している調査の方法や内容について有効性を検証しつつ継続的に取り組んだうえで、把握した結果を改善に活かすとともに社会に対する情報公表にも努める。具体的には、自己点検・評価活動の一環として、三つのポリシーに対する到達度をどのような指標で評価するか、教育改善に向けた施策立案にどのように活用していくかについて検討する。さらに令和 6（2024）年度からは在学生に対する意識調査や、修了後 2～3 年以内の修了生に対する追跡調査についても実施する。

授業評価アンケートの結果については、個々の授業内容改善にとどまらず、組織的な取り組みが有効と判断された場合は「FD 委員会」等で課題として提示し、次年度からの授業運営やカリキュラム改善の視点として取り上げられるよう今後の活用方法を検討する。

【基準 3 の自己評価】

本学では教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを設定しており、大学ホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準や修了認定基準、既修得単位の認定ならびに履修登録単位数の上限等も学則に定めたいうで厳正に運用している。「FD 委員会」を中心にシラバスの整備を推進しており、履修を検討する学生に対して成績評価基準や到達目標を明示できるよう記載項目の改善を重ねている。

また、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を養成するための方針としてカリキュラム・ポリシーを策定し、これに基づいた教育課程を体系的に編成・実施している。教育課程は会計大学院コア・カリキュラムに準拠し、6つの専門領域と「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」の段階別に区分されている。各領域・段階を明確化した「カリキュラム一覧」を作成し、大学ホームページの掲載や履修登録時の案内を通して学内外に教育課程の内容を分かりやすく示している。また、会計実務家養成を目的としていることから社会人学生が多数在学する点に配慮し、ICTを活用した教授方法の工夫・改善に取り組んでおり、修士論文指導を含め双方向性を重視したオンライン授業を全学で実践している。

学修成果の点検・評価については、満足度の把握や授業評価アンケート等各種調査を実施し、調査・分析結果は会議体等を通して教職員に共有されており、授業内容及び指導方法の改善を推進している。今後は教育の質保証活動において評価結果が組織的にフィードバックされるための体制強化について検討を進める。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長の職務については、学則第 7 条で「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括するとともに、本学の業務を総理する」と定めている【資料 4-1-1】。本学では適切なリーダーシップ確立のため、経営における重要事項の意思決定をおこなう「学校経営委員会」（学校法人の理事会に相当）の構成員、内部質保証について審議する「自己点検・評価委員会」の議長には学長を充てている【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】。開学以来、本学では学校設置会社の代表取締役が学長に就任し、経営や校務全般に関する重要事項は学校経営委員会での審議を経て、最終的に学長が方針を決定している。令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日までの 1 年間で「学校経営委員会」は全 5 回、「自己点検・評価委員会」は全 4 回開催したが、学長はすべての会議に出席し、適切に職務を遂行している。

補佐体制については、学則第 8 条および第 9 条で「学長顧問」「副学長」を定めているが、令和 6 (2024) 年度現在は置いていない。「学校経営委員会」では研究科長、副研究科長が委員として選任されており、教員が経営に関する意思決定に参画し学長を補佐する体制となっている【資料 4-1-4】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-1】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 7 条

【資料 4-1-2】 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第 7 条

【資料 4-1-3】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学
自己点検・評価に関する規則 第 4 条

【資料 4-1-4】 2024 年度大学院関連役職者について

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

基準項目 4-1-① で述べた通り、使命・目的に沿って大学の意思決定と教学マネジメントを適切に機能させるため、経営や校務全般の重要事項に関する意思決定機関である「学校経営委員会」では、全学的な意見を集約する体制を整えている。研究科長、副研究科長等の教員管理職のほか、設置会社取締役会長、設置会社執行役員（事務局長）、監査役、学外有識者等を招集し、対面あるいはオンラインで会議を開催している【資料 4-1-5】。また、

委員会規程に則り、中長期計画及び年度計画、予算の承認及び決算、学則等諸規定の改廃、教員の任免等の学校経営に関する重要事項を審議している。【資料 4-1-5】。

教学関連事項の審議にあたっては、学則第 12 条及び「組織及び運営に関する規則」で定めたとおり、学校法人の教授会に相当する位置づけとして「研究科委員会」を設置し、学長に対して意見を述べることができると定めている【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】。「研究科委員会」は研究科長が議長となり専任教員をもって組織するが、必要に応じて兼任講師等も参加することができる【資料 4-1-8】。学生の入学、修了に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程、授業及び試験に関する事項、教務教則に関する事項、教員等の人事に関する事項、学生の懲戒・退学・休学等の手続きに関する事項等は、「研究科委員会」で審議のうえ、学長がその意見をもとに決定をおこなう体制としている。

その他、本学では運営組織を表 4-1-1 のとおり構成している【資料 4-1-9】。研究科専攻には専任教員が主要な構成員となる「研究科委員会」及び各種専門委員会を配置し、事務局の下に事務組織を配置している。各委員会には委員会規程が設けられており、所管事項に応じて審議を実施している。このように、本学では各組織の役割が明確になっており権限を適切に分散している。

表 4-1-1 業務分掌表 令和 6(2024)年 5 月 1 日付 ※各人数には兼務を含む(単位:人)

統括	組織名	構成員数	主な所掌事項
高度専門 職研究科 会計専門 職専攻	研究科委員会	15	教育研究に関する事項
	自己点検・評価委員会	11	自己点検、第三者評価に関する事項
	カリキュラム検討委員会	12	カリキュラム編成及び改訂、授業科目の設置及び改廃に関する事項
	研究指導委員会	13	研究指導方法・指導体制に関する事項
	紀要運営委員会	7	「LEC 会計大学院紀要」の企画・編集・発行に関する事項
	学生支援委員会	5	学生生活に関する事項
	FD 委員会	11	教員の教育能力、授業内容及び方法の改善を図るための組織的研修及び研究に関する事項
	入試委員会	15	入試の計画及び運営に関する事項
	図書館委員会	6	図書館運営に関する事項
	外部展開委員会	9	学外貢献事業企画・運営に関する事項
	学生募集委員会	5	募集活動方針に関する事項
事務局	情報システム委員会	6	情報システム運営に関する事項
	教務部	1	教務に関する事務
	学生部	1	学生生活に関する事務
	入試広報部	2	入試・広報に関する事務

総務部	1	運営管理に関する事務
-----	---	------------

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-1-5】 エビデンス集（資料編）F-10
株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿、2023 年度学
校経営委員会開催状況
- 【資料 4-1-6】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 組織及び運営に関する規則
第 9 条
- 【資料 4-1-7】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則 第 12 条
- 【資料 4-1-8】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究科委員会規則
第 2 条 3 項
- 【資料 4-1-9】 2024 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 委員会構成

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では使命・目的の達成のため、学則第 13 条に基づき、大学院事務運営の組織として事務局を設置している【資料 4-1-10】。事務組織の長として管理職である事務局長を置き、「事務分掌規程」で定められた役割に基づき各部署が学生支援、教育・研究支援、入学試験等の校務を所掌している【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の事務職員数は、常勤職員 5 人、非常勤職員 4 人である。

また、教職協働による教学マネジメントの一環として、事務組織の責任者である事務局長は「学校経営委員会」の委員にも就任しており、経営に関する意思決定に参画すると共に、決定事項は速やかに事務局職員に伝達される体制となっている。「研究科委員会」にも、事務局長含め常勤の事務職員は原則として出席し、審議または報告事項を上程している。2013（平成 25）年度以降は、各種専門委員会にも事務職員が参画し、所属部署を超えた教職協働を推進している【資料 4-1-9】。

なお、本学は学校設置会社の一事業部門であるため、事務組織は案件に応じて学校設置会社の関係部署とも連携し運営をおこなっている。一例として、学納金等の会計処理については学校設置会社の財務部門、IT 機器や設備については情報システム部門と調整のうえ運用している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-1-10】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則 第 13 条
- 【資料 4-1-11】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 事務組織規程
- 【資料 4-1-12】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 事務分掌規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も「組織及び運営に関する規則」及び関連諸規程に定める業務分掌によって権限を明確にし、学長のリーダーシップの下、意思決定及び教学マネジメントが適切に機能する

よう、運営状況と齟齬がないか点検と見直しをおこなう。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員確保と配置状況

本学は「会計修士（専門職）」の学位を授与する研究科専攻のみを設置する大学院大学であることから、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点で学生数 136 人に対して 31 人の教員を 1 専攻に配置している。職位の内訳は、教授 11 人、准教授 2 人、特任教授 6 人、客員教授 5 人、講師 1 人、特任講師 2 人、兼任講師 3 人、助教 1 人である【資料 4-2-1】。

専任教員については、専門職大学院設置基準等の関係法令に則り、本学において必置となる教員数は 12 人と定められているところ、15 人の専任教員を配置している【資料 4-2-1】。15 人中 8 人(53%)は、会計や税務ならびに法律分野等で 10 年以上の実務経験を積んできた、高度の実務能力を有する実務家教員である【資料 4-2-2】。

また、専任教員における研究者教員 7 人は、いずれも他大学における非常勤講師等の教育指導実績と、各々の専門分野に関する著書・論文等の研究実績を有している。7 人のうち 5 人が博士学位取得者である【資料 4-2-2】。

非常勤の教員（本学では一般的に「兼任教員」と呼称する。）は 16 人を配置しており、そのうち 9 人(56%)は実務家教員である【資料 4-2-2】。なお、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、本学の実務家教員において 1 年に 4 単位以上の授業科目を担当し、かつ、組織の運営に責任を負うとされる、いわゆる「みなし専任教員」として取り扱っている教員はいない。

このように、法令を遵守したうえで、教育研究分野における豊富な指導実績を有する研究者教員と、会計や税務分野等における高度な実践知を有する実務家教員を確保し、理論と実務が融合した良質な教育の提供、及び教育目的の達成を図っている。各教員の担当科目や職位、保有学位、専門分野、教育研究業績等については、大学ホームページの「教員紹介」で公表している【資料 4-2-2】。

専任教員の年齢構成は、表 4-2-1 に示すとおりである。過去の認証評価では年齢構成が高齢に偏っている点を指摘されてきたが、計画的に教員を採用することで特定の範囲に著しく偏ることのないよう改善を推進している。

表 4-2-1 専任教員の年齢構成 ※令和 6(2024)年 5 月 1 日時点 (単位：人)

年齢	人数	専任教員全体に対して 占める割合	実務家教員人数
30～39 歳	3	20.0%	0
40～49 歳	4	26.6%	1
50～59 歳	2	13.3%	2
60～69 歳	3	20.0%	2
70～79 歳	3	20.0%	3

専任教員が担当する授業科目の割合は、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点の開設授業科目において、76.81%である。また、必修科目での同割合は 69.57%である。さらに、教育課程のすべての専門領域において、専任教員が担当する授業科目を 1 科目以上配置する体制を整えている【資料 4-2-3】。以上の点から、教育課程に基づいた教員採用と適切な科目運営を実施している。

2) 教員の採用・昇任及び教員業績評価

専任教員の採用・昇任に関しては、必要な事項を定めるものとして「教員任用・昇任規則」を制定している【資料 4-2-4】。専任教員の任用においては「研究科委員会」と付託を受けた「業績審査委員会」で審議する旨「業績審査委員会規程」で定められている【資料 4-2-5】。「業績審査委員会」は、研究科委員会が選任した専任教員の審議員をもって構成し、基準に基づいて研究・教育・実務業績を審査し、任用及び昇任の妥当性について「研究科委員会」に報告する。報告を踏まえて「研究科委員会」は可否について審議し、最終的に学長の上申に基づき、教員人事に関する決定権を有する「学校経営委員会」で承認される。兼任教員においても同様の手続きで任用及び昇任をおこなっている。

教員の雇用に関しては、文部科学省発信の事務連絡、及び過去の認証評価における指摘への対応として、教員が学長の指揮命令権の下で授業を担当しながら校務に従事するため、令和 5(2023)年度より、業務委託契約から雇用契約へ雇用形態の切り替えをおこなった。令和 6(2024)年 5 月 1 日時点では、専任教員ならびに兼任教員の計 31 人全員が、学校設置会社である株式会社東京リーガルマインドと雇用契約を締結し、校務に従事している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-1】 2024 年度 大学院運営組織について

【資料 4-2-2】 大学ホームページ「教員紹介」

(<https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>)

【資料 4-2-3】 エビデンス集(データ編) 表 3-1「授業科目の概要」

【資料 4-2-4】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 教員任用・昇任規則

【資料 4-2-5】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

教育内容・方法や学生指導の組織的な改善に向けた施策の一環として、「FD 委員会」が主体となり各種 FD に関する施策を検討している。「FD 委員会」の構成員と所掌事項については表 4-2-2 に示すとおり、本学の教学運営において中核となる重要事項を中心に教育内容の改善について審議を実施している【資料 4-2-6】。

また、本学では教職員を参加対象とした FD 研修を実施しており、令和 5(2023)年度の FD 研修開催実績は表 4-2-3 で示すとおりである。実務の都合等により研修に参加できなかった教員に対しては、当日の資料と研修の様子を録画した動画を後日限定公開する等、教員全体に情報が行き渡るよう工夫しながら実施している。

表 4-2-2 FD 委員会の構成員と審議事項

専門委員会名称	主な構成員	主な所掌事項
FD 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究科長 ・ 副研究科長 ・ 教務部長 ・ 学生部長 ・ 研究科委員会が委嘱した専任教員 ・ 事務局長 ・ 教務部 	(1) 教員の教授能力の向上、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関する事項 (2) 教員の資質の維持向上に関する事項 (3) その他、FD に関して研究科委員会が指定した事項

表 4-2-3 総合教職員研修の開催実績

開催日	開催タイトル	内容
2024/2/29	生成 AI の利用と課題	「一般社団法人 日本ディープラーニング協会」より講師を招き、全教職員に対して基本的な AI の概要や生成 AI 等の活用で注意すべき点（著作権等の法律も含む）、ガイドラインの策定（レポートや論文の作成に関する学内ルール策定）に関する説明が行われた。
2024/3/19	教育機関におけるセクハラ・パワハラ・アカハラ防止研修	学外から社会保険労務士を講師として招き、全教職員に対してアカデミックハラスメントを含めたハラスメント防止に関する説明が行われた。

また、教員の資質・指導能力向上のための取組みの一つとして、基準項目 2-6-①で述べたとおり、本学では全開講科目において学期ごとに 2 回、学生による授業評価アンケートを実施している。教員には全体のアンケート集計結果を「研究科委員会」や「FD 委員会」等の会議体を通して共有し、授業改善に活用している。なお、本学の教職員合同 FD 研修の

開催記録や授業評価アンケートの統計は、大学ホームページで公表している【資料 4-2-7】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-6】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 FD 委員会規程
第3条、第6条

【資料 4-2-7】 大学ホームページ「FD 活動」
(<https://www.lec.ac.jp/activity/fd.html>)

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令に定められた専任教員数・教授数を確保し、本学の教育目的及び教育課程の編成に即した教員配置を推進する。教員の採用・昇任等に関しては、特に実務家教員における年齢構成のバランスを考慮した人員計画を策定し、業績審査基準を含め各種規程の見直しを行ったうえで配置を検討する。

また、「FD 委員会」を中心に、教員の資質・能力向上を目的とした FD 活動を継続的に推進する。今後、FD 研修を開催した後の効果検証を実施するため、教員に次回以降のテーマや開催日程についても意見を聴取し、運営の見直しを図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では SD (Staff Development) の一環として、各職員は学校設置会社人事部が実施する法令遵守、ハラスメント防止、情報セキュリティ、個人情報保護研修、職能別研修や役職別研修に加えて、高等教育政策における最新動向の把握や、大学経営を取り巻く環境の変化に対応できるよう能力向上に努めている。特に事務局における個々の担当業務に関する専門知識・技能向上のため、令和 5 (2023) 年度は常勤事務職員 (5 人) が、大学職員を対象とした学外の人材研修を受講している【資料 4-3-1】。また、令和 5 (2023) 年度に開催された学内の FD 研修についても全て参加している。

職員の人事考課については、学校設置会社の人事制度に基づき半期ごとに個人目標を設定し、それに対する達成度で賞与査定等をおこなっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-3-1】 令和 5 (2023) 年度第 1 回 学校経営委員会資料
事務局職員の SD セミナー（外部研修）受講について

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員のキャリア形成及び大学運営に関わる能力向上のため、担当業務に関連するセミナーや外部研修等に参加し、専門知識・技能の向上に継続して取り組む。また、事務局における部署間の連携及び情報共有の体制を強化し、大学運営に対する相互理解を深める。並行して、学校設置会社である株式会社東京リーガルマインドの人事評価・育成制度に準拠した人材育成についても推進する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

令和 2(2020)年度からのコロナ禍では、4 月の緊急事態宣言発出時より一部科目の授業実施形態をキャンパス外の場所からオンラインで実施することとし、同年 9 月の「FD 委員会」で議論・審議した結果、全面的に授業をオンラインで実施する方針が決定した【資料 4-4-1】。当時のアンケート結果でも、オンラインライブ配信による授業実施形態について学生からの支持を確認している【資料 4-4-2】。その後も社会人学生を中心にオンライン学修のニーズが高いことを確認したため、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在もオンラインのライブ配信による授業を継続して実施している。教員の勤務場所については個々の判断に一任しており、自宅や自身の事務所等、キャンパス外での勤務をメインとする者が大半であるが、研究に集中できる環境整備の一環として、千代田キャンパスでは令和 2(2020)年度に個室型の研究室を増設しており、専任教員全員に対して研究室を割り当てている【資料 4-4-3】。オンラインで授業を配信できる環境設備として、各研究室には有線及び無線 LAN による高速インターネット回線を完備している。また、兼任教員が使用するための講義準備室（兼講師控室）1 室、教職員面談等の打ち合わせスペースとして共同研究室 1 室を備えている【資料 4-4-4】。

その他研究支援に関する取組みとして、令和 6(2024)年度 4 月に「サバティカル制度規程」を制定した。本規定では、定められた要件を満たし学長が許可した場合において、本学で従事する教育活動や運営に関する職務を最大 6 ヶ月間免除し、教員が自らの研究に専念できる制度を定めている。以上の取組みにより、教員の教育・研究能力の向上に資する研究環境の整備を図っている【資料 4-4-5】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-4-1】 2020 年度第 3 回 FD 委員会資料

「後期の授業実施方法と来年度以降の方針に関する試案」

【資料 4-4-2】 2020 年度第 3 回 FD 委員会資料

「2020 年度前期オンラインでの授業に関するアンケート結果」

「2020 年度前期オンラインでの研究指導に関するアンケート結果」

【資料 4-4-3】 令和 2(2020)年 3 月 27 日付け 校舎変更届

【資料 4-4-4】 LEC 会計大学院 施設見取り図

【資料 4-4-5】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 サバティカル制度規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究者として遵守すべき事項を「研究活動上の不正行為の防止等に関する規定」として定め、研究活動に係る各種規程を整備し、厳正に運用している【資料 4-4-6】。教員が競争的資金を中心とした公募型研究資金等の交付を受ける場合については、「公的研究費等の管理及び監査に関する規程」及び「公的研究費等取扱規則」で執行における管理体制及び事務手続を定めている【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】。科学研究費補助金等の競争的研究費を執行する教員には、「科学研究費補助金取扱細則」で定めているとおり、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会及び本学が定める研究費の使用ルールを遵守し不正を行わないことを表明する旨の誓約書提出を求めている【資料 4-4-9】。

学生に対する研究倫理教育の取組みとしては、修士論文を執筆する学生全員が最初に受講する授業で、研究不正行為を防止するための指導をおこなっている。また、学術的文章作成について指導する科目「アカデミック・ライティング」においても、初回授業で研究倫理に関する内容を学生へ指導する体制を整えている。

その他、本学では「FD 委員会」が主体となり学生・教員に対する「生成 AI 活用に関するポリシー」を策定している。令和 6(2024)年 2 月に改訂されたポリシーでは、生成 AI の使用が研究活動における不正行為につながる可能性を認識したうえで、適切に利活用するよう全学に注意を呼び掛けている【資料 4-4-10】。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-4-6】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学

研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

【資料 4-4-7】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学

公的研究費等の管理及び監査に関する規程

【資料 4-4-8】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学

公的研究費等取扱規則

【資料 4-4-9】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学

科学研究費補助金取扱細則

【資料 4-4-10】 2023 年度第 3 回 FD 委員会資料

「生成 AI の利活用に関する基本方針案」

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では設置会社において大学運営に割り当てられた年間予算を資金源として、専任教

員個人に対して研究費を配分し、一律で毎月支給している。これは教育・研究活動の基盤として、共通的に必要な環境を整えることを目的に助成される基礎的な学内研究費で、教員は用途を限定せず自由に使用できる。また、令和 6(2024)年度に研究費関連の規程について見直しを行い、特に「個人研究費」について改訂する計画を立てている。改訂により、「個人研究費」は申請書を提出した教員に対して「個人研究費」の年間予算を上限として採択するものとする予定である。これらの研究費の取り扱いについては、「個人研究費支給規程」及び「個人研究費支給規程運用細則」で定めている【資料 4-4-11】。

外部資金に関して、令和元(2019)年～令和 5(2023)年度の期間において科学研究費補助金の採択は 3 件の実績がある。本学では実務家教員が多数を占める等の事情から、申請件数は毎年 3、4 件程度となるが、研究業績を積み重ねている教員が科学研究費補助金等の採択に至るよう、研究活動への資源配分による支援を継続する。

教員への研究設備等の物的支援においては、基準項目 4-4-①で記したキャンパスのレイアウト工事による個室型研究室の設置や、図書の購入等が実績として挙げられる。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-4-11】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 個人研究費支給規程

【資料 4-4-12】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学
個人研究費支給規程運用細則

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後の研究環境の整備については、意見聴取を行いながらより広く教員の声を反映した環境及び制度の整備を検討する。また、図書館による研究に活用できる資料・図書の購入や、遠隔で利用できるデータベース等の電子サービス拡充に努める。研究費の適切な執行管理のため、令和 6(2024)年度中に研究費に関する運用の見直しと適切な周知・運用を行い、関連諸規定についても改訂を行ったうえで明確なルールを策定し周知をおこなう。科学研究費補助金の申請と採択についても引き続き支援を継続する。さらに、既存の規定を基に関係者間による責任体制の下、今後も学内における研究倫理の徹底を図る。

【基準 4 の自己評価】

本学では教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを発揮できるよう、意思決定の組織を整備し、学則や各種委員会規程で権限と責任を明確化している。使命・目的の達成のため、必要な教職員を各組織に配置するとともに教職協働の大学運営をおこなうことで、教学マネジメントを適切に機能させている。学長は各会議や委員会、教職員の意見を尊重しながら意思決定を行っており、教育研究に関する重要な審議事項は「研究科委員会」の意見を聴く旨、学則でも明確に定めている。

教員の採用・昇任等は、人事関連規程に基づいて適切に運用されており、法令に定められた専任教員数・教授数の確保の下、本学の教育目的及び教育課程の編成に即した教員配置をおこなっている。教員の資質・能力向上のための取組みは「FD 委員会」の主導により、授業評価アンケート分析結果の共有や、教職員を対象とした FD 研修の実施等を組織的に実施している。職員の資質・能力向上に関しては、設置会社人事部が統括する全体研修を

実施するだけでなく、各職員が所属部署で求められる大学運営に関する知識・技能を修得するため学外研修やセミナーへ参加し、大学運営支援の改善に取り組んでいる。

研究環境整備の一環としては、個室型研究室の増設、必要な物品・図書の購入支援、ならびにサバティカル制度策定等に取り組んできている。本学における研究活動の不正防止については関連諸規程を整備し、研究倫理教育を学内に浸透させるよう努めている。さらに、学内研究費については令和 6(2024)年度中に関連諸規程を改訂し、教員へ周知する。以上の点から、基準 4 全体について求められる要件を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は、設置者である株式会社東京リーガルマインドの定款第 2 条 8 項の目的に基づいて設立された株式会社立大学である【資料 5-1-1】。大学運営においては、教育基本法、学校教育法、ならびに大学院設置基準等の関連法令を遵守し、教育研究の質を担保している。組織倫理に関しては「LEC 東京リーガルマインド大学院大学 行動憲章」で表明する内容に準拠し、経営の規律と誠実性を維持している【資料 5-1-2】。

経営実績や財務状況を示す情報公開については、学校教育法施行規則の定めにより公表する教育研究活動等の状況とあわせて、大学ホームページで公開している【資料 5-1-3】。財務状況については、株式会社立大学である本学は会社法に基づき企業会計で財務諸表を作成しており、令和元(2019)年度から令和 4(2022)年度までの過去 4 ヶ年分における大学事業単体の貸借対照表、損益計算書を公開している【資料 5-1-3】。

また、構造改革特区法第 12 条の規定に基づき、学校設置会社、ならびに大学部門の業務及び財産の状況を記載した書類（業務状況書類等）を学内に常置し、申請により利害関係者が閲覧できるよう管理している。閲覧申請方法については学生便覧に掲載し、オリエンテーション等で周知している【資料 5-1-4】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-1】株式会社東京リーガルマインド定款 第 2 条

【資料 5-1-2】LEC 東京リーガルマインド大学院大学 行動憲章

【資料 5-1-3】大学ホームページ「教育研究活動に関する情報公開」

(<https://www.lec.ac.jp/about/public.html>)

【資料 5-1-4】2024 年度春 学生便覧 p. 28

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現に向けて、本学では学校法人の理事会に相当する最高意思決定機関として「学校経営委員会」を設置しており、通常年 5 回（5 月、9 月、11 月、1 月、3 月）開催している。また、必要に応じて臨時に追加開催する場合もある。「学校経営委員会」では、中長期的な経営計画、予算策定、決算報告、ならびに規定の改廃等、本学の経営における重要事項について審議・承認をおこなっている【資料 5-1-5】。本委員会の会議には、設置

会社取締役会長、学長、社外の有識者（弁護士）、教員（研究科長ならびに副研究科長）、事務局長等の構成員以外にも、設置会社監査役、事務組織担当者（教務部、学生部）等が出席し、委員長の承認の下、多様な関係者からの報告や意見交換をおこなっている。このように、設置会社の経営陣と教学部門が協働し、使命・目的の実現に向けて経営方針を検討できるよう運営している。

「学校経営委員会」で承認された構想・事業計画の継続的な遂行にあたって、より具体的な教育研究上の課題や日常的諸問題等は、その領域に応じて各種専門委員会で改善策を議論・検討をおこない、事項によっては学校法人の教授会に相当する「研究科委員会」に諮っている【資料 5-1-6】。以上のことから、本学では教職一体となって使命・目的の実現への継続的な努力をおこなっている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 5-1-5】株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第3条

【資料 5-1-6】大学ホームページ 「各種委員会活動」

(<https://www.lec.ac.jp/activity/fd.html>)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、本学では従前より各種クラウドサービス等を活用したオンラインによる学修支援を推進しており、教材配布や修士論文指導に加えて、オリエンテーション等の事務手続においてもペーパーレス化を推進している。また、設置会社である株式会社東京リーガルマインドでは「サステナビリティへのコミットメント」を公表しており、オンライン教材のみで完結できる資格試験対策講座を開発する等、学習効果の向上と環境への配慮を両立するための取組みを積極的に推進している【資料 5-1-7】。また、地域環境への貢献活動として、事務局職員が定期的に千代田区の清掃活動に参加している。

人権への配慮については、本学に勤める教職員のハラスメントに関して、設置会社の各種就業規則で「ハラスメント行為の禁止」を明確に規定し、「ハラスメントの防止等に関する規定」を遵守しなければならないと定めている【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】。また、基準項目 4-2-②で述べたとおり、令和 6(2024 年)3 月に教職員を対象とした「教育機関におけるセクハラ・パワハラ・アカハラ防止研修」を開催しており、本学の教育・研究・修学において人権が配慮された環境が保たれるよう啓発活動をおこなっている【資料 5-1-12】。

また、本学の全構成員（教職員・学生）に適用される規定として、大学としても「ハラスメントの防止等に関する規程」及び「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を定めている【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】。ハラスメントを含め、全般的な法令違反行為に関しては、学生及び教職員からの通報を受け付ける体制として「公益通報・相談窓口」を設置し、学生や関係者が相談しやすい窓口体制を整備している【資料 5-1-15】。窓口には学長と外部弁護士を設定しており、通報者及び相談者が不利益な取扱いを受けないよう情報の秘匿性を確保したうえで厳格に運用している。

危機管理体制に関しては、職員から防火管理者 1 人を選任している他、定期的に防災訓

練をおこなっている。千代田キャンパスがある建物の避難経路や防災設備については、建物を共用する設置会社社員も管理しており、学生や教員が来校している際の非常時であっても、適切に対応できるよう努めている。

また、在学生在が国内外にわたって居住する本学では、台風や集中豪雨、地震等の激甚災害に指定されるような災害が発生した場合、事務局職員が窓口となり、居住地が該当地域にあたる学生に対して迅速にメール等で安否確認をおこなっている。安否確認の結果、罹災による自宅や職場の家屋損壊、ならびにネットワーク切断等の事情により、一時的に受講が困難となった場合には、教務部が各科目担当教員と連携し、個別の補習措置を講じる等の修学における配慮をおこなえるようにしている。また、「学費等納付金の減免に関する細則」の第2条及び別表で定めるとおり、天災など特別の事情が発生した学生については、「学校経営委員会」の承認を経て授業料の減免を認める制度を設けている。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 5-1-7】株式会社東京リーガルマインドホームページ「サステナビリティ」
(<https://www.lec.co.jp/sustainability/>)
- 【資料 5-1-8】株式会社東京リーガルマインド就業規則（正社員用）第36条
- 【資料 5-1-9】株式会社東京リーガルマインド就業規則（嘱託社員用）第38条
- 【資料 5-1-10】株式会社東京リーガルマインド就業規則（準社員用）第45条
- 【資料 5-1-11】株式会社東京リーガルマインド
ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-12】大学ホームページ「FD活動」
(<https://www.lec.ac.jp/activity/fd.html>)
- 【資料 5-1-13】LEC 東京リーガルマインド大学院大学
ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-14】LEC 東京リーガルマインド大学院大学
ハラスメントの防止等に関するガイドライン
- 【資料 5-1-15】2024年度春 学生便覧 pp. 26-27
- 【資料 5-1-16】LEC 東京リーガルマインド大学院大学
学費等納付金の減免に関する細則 第2条及び別表

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

引き続き「行動憲章」や各種法令を遵守しながら大学運営に取り組むとともに、「学校経営委員会」で承認された事業計画に基づき、継続的に本学の使命・教育目標達成に努める。加えて、サステナブルな社会実現への貢献を含めた環境保全、人権、安全への配慮についても、設置会社が掲げる方針の下、関連諸規程及びガイドラインに則って適切に運用する。教職員に対しては、引き続き定期的にコンプライアンス研修・ハラスメント研修を実施する等、教育活動における人権意識を一層高める施策を推進する。また、全国及び海外に在住する学生に対して、災害発生時に最大限の受講環境の配慮を行えるよう教職一体で運営をおこなう。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学は構造改革特区制度に基づいて株式会社が設置する大学院大学だが、私立学校法の趣旨に基づき、学校法人の理事会に相当する最高意思決定機関として「学校経営委員会」を設置している。使命・目的達成に向けた本学の経営方針に関する重要な意思決定は、経営及び教学部門の責任者が一堂に会する学校経営委員会で審議する体制を整備している。

「学校経営委員会」の委員選任については、「学校経営委員会規則」第7条1項で「学校設置会社の取締役又は執行役員から、学校設置会社の取締役会が選任した者」、「設置学校の長」、「学識経験者のうち学校設置会社の取締役会において選任された者」と定めている

【資料 5-2-1】。こちらに基づき、令和6（2024）年度の構成員は、委員長である設置会社取締役会長、学長（設置会社代表取締役）、本学研究科長、同副研究科長、同事務局長（設置会社執行役員）、ならびに外部識者（弁護士）の計6人である【資料 5-2-2】。選任された学識経験者はいずれも使命・目的を理解し、本学の運営に資する意見と識見を有する者である。

開催形式については「学校経営委員会規則」第4条で、対面あるいはオンラインでおこなうことを原則として定めている【資料 5-2-3】。令和5（2023）年度は対面で3回、オンラインで2回の計5回開催しており、適切な会議運営をおこなっている【資料 5-2-2】。

審議事項については「学校経営委員会規則」第3条で以下に示すとおり定められている【資料 5-2-4】。使命・目的達成に向けた「中期事業計画」の執行については、毎年度末の学校経営委員会において事務局長が状況を報告し、進捗を管理する体制となっている【資料 5-2-5】。

学校経営委員会規則 第3条（業務）より抜粋

学校経営委員会は、学校経営に関する以下の事項について審議し、決定する。

- (1) 設置学校の中長期計画及び年度計画
- (2) 設置学校の新設・拡張・縮小又は廃止に関する事項
- (3) 文部科学省・自治体その他の官公庁に係る重要な事項
- (4) 設置学校の学部・学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 教員の任免に関する事項
- (6) 設置学校の予算の承認及び決算の報告
- (7) 学則等諸規程の改廃に関する事項
- (8) その他、学校運営に関する重要事項及び取締役会の委任事項

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-2-1】 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第7条

【資料 5-2-2】エビデンス集（資料編）F-10

株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿、2023 年度学校
経営委員会開催状況

【資料 5-2-3】株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第 4 条

【資料 5-2-4】株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第 3 条

【資料 5-2-5】2023 年度第 5 回 学校経営委員会議事録

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き学校設置会社の定款及び本学の「学校経営委員会規則」に則り、使命・目的の達成に向けた適正な組織運営に努め、適切な意思決定をおこなう。学長が執るリーダーシップの下、「研究科委員会」等の各種会議体や事務局の意見を広く取り入れながら、「学校経営委員会」で決定した経営方針と事業計画について、全学で円滑な執行をおこなえるよう体制の整備を推進する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学では開学以来、設置会社の代表取締役社長が学長を兼務しており、経営側と教学側の意思決定においてリーダーシップを執りながら運営している。

基準項目 5-2-①で述べたとおり、大学の経営全般に関する重要事項の意思決定を担う「学校経営委員会」の構成員には学長、教学部門の役職者（研究科長、副研究科長）、ならびに事務局長が含まれている【資料 5-3-1】。本学の経営面については代表取締役社長兼学長を含む経営部門と、教学部門の役職者が相互に意思疎通を十分に行ったうえで、連携して円滑な意思決定を推進している。

また、学校経営委員である教学部門の役職者を含め、専任教員は私学における教授会の位置づけである研究科委員会の構成員となり、教育・研究の管理運営に参画している【資料 5-3-2】。学則第 12 条 3 項では、「研究科委員会」は学長に意見を述べることができる旨を定めており、学長が本委員会の判断を尊重する体制を明確にしている【資料 5-3-3】。また、「研究科委員会」を含め各種委員会の会議体には、教員だけではなく事務職員も必ず同席する体制で運営している。以上のことから、教学面の意思決定においても教職員からの意見・提案をくみ上げる仕組みを整備し、施策として実現するための組織運営に努めている。

「自己点検・評価委員会」も同様に、学長、教学部門の役職者、ならびに事務局長が構成員として参画することにより、教育・研究の質保証活動においても相互の意思疎通と連

携を円滑におこなうことができる体制を整備している【資料 5-3-2】。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 5-3-1】エビデンス集（資料編）F-10

株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿、2023 年度学校
経営委員会開催状況

【資料 5-3-2】2024 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 委員会構成

【資料 5-3-3】LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 12 条 3 項

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は「学校経営委員会」や「研究科委員会」をはじめとした各管理運営機関において、学長、ならびに教学部門や事務組織の役職者が複数参加し、意思疎通と意思決定における相互チェックを図っている。特に「学校経営委員会」と「自己点検・評価委員会」には、それぞれ社外・学外の有識者を委員会の構成員として配置し、経営方針や内部質保証等の重要な意思決定において、客観性が担保されるよう努めて運営している【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】。

また、本学の運営においては設置会社代表取締役社長兼学長が決裁権限を持つが、社内において本学は一事業部門として位置づけられている。そのため、管理系業務（経理・法務等）については大学部門のみで独立した部署を持たず、設置会社の管理部門にある関連部署と調整・連携しながら遂行している。すなわち、会計処理や法令遵守等に関しては、設置会社内においても相互にチェックが機能する体制で運用している。

なお、過去の認証評価では大学部門の内部監査や評議会等のガバナンスが適切に機能していない点を改善事項として指摘されたが、令和元(2019)年度より設置会社監査役が大学部門の内部監査を実施し監査結果報告書を作成している【資料 5-3-4】。また、外部の監査人である監査法人による監査も引き続き実施している【資料 5-3-5】。評議員会については株式会社立大学である本学においては法令上の必置機関ではないため現在設置していないが、これら監査の実施により管理運営機関における相互チェックをおこなっている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 5-3-4】LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査役の監査報告書

【資料 5-3-5】2023 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査結果報告書

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き学校設置会社の法人組織と大学部門の教学組織の意思決定については、関連法規や諸規程に沿って適正に運用する。教学に関する運営事項の合意形成においては、より多様な意見・提案を取り入れることを目的に、「研究科委員会」及び各種専門委員会に兼任教員の参加機会を増やすよう進めている。

また、今後も設置会社及び教学部門の役職者が重要な意思決定を担う会議体に参加することで、円滑な意思疎通を図る。さらに、社外・学外有識者委員の意見を積極的に取り入れ、相互チェックが機能する体制を強化する。令和 6 (2024) 年度現在、本学では私立学校

法の定める評議員会に該当する機関を設置していないが、監査の実施を継続し、設置会社としても経営の規律を維持すると共に、大学運営における透明性・客観性担保のための組織構築及び体制改善に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は平成 22(2010)年度より、財政面を含む 3 ヶ年ごとの「中期事業計画」に基づいた適切な運営に努めている【資料 5-4-1】。「中期事業計画」は、学長が指揮を執り、事務局長と教員執行部が協働して草案を作成し、「学校経営委員会」が審議したうえで決議される。

大学事業における教育活動の収入確保のため、本学が注力してきた重点施策は、(1) オンライン授業を軸とした教育方法とカリキュラムの継続的改善、(2) インターネット広告を中心とした学生募集活動の強化、(3) 管理会計領域に関連する課外プログラム等の社会貢献事業推進、の 3 点である。特に、重点施策(1)及び(2)の取組みの結果、オンラインの学修環境に対する需要から、近年は関東近郊以外の地域に在住する入学志願者・在学生の増加に伴って、授業料等からの収益も増加傾向にある。令和 6(2024)年 5 月 1 日時点の在学生数は 136 人、定員充足率は 1.13 倍と安定した学生数を確保している。

また、令和 3(2021)年度開講の「FP&A 対応オンライン講座」（「日本 CFO 協会」認定）や、令和 5(2023)年度開講の「USCMA（米国公認管理会計士）勉強会」等、大学事業に付随した課外教育プログラムやコンテンツの販売提供にも取り組み、授業料等以外の収入源確保を推進している。

これらの取り組みによって、大学事業部門の営業利益は表 5-4-1 に示すとおり、令和元(2019)年度を除き、黒字計上で推移している。平成 31(2018)年度までは 4 期連続の黒字化を達成していたが、令和元(2019)年度は教員増員による人件費の増加、専任教員の個人研究室拡張による賃料の増加、ならびに部門別認証評価手数料等により経費が増加したため、収支は赤字計上となった。令和 2(2020)年度からは黒字化を継続している。

令和 5(2023)年度からの「中期事業計画」においても、大学収容定員の充足を維持し社会貢献事業を堅実に成長させる方針を策定しており、収支均衡が見込まれる安定した財務運営を確立している【資料 5-4-1】。

表 5-4-1 大学事業単体の営業利益推移

(単位：円)

年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
営業利益	5,698,585	△806,210 (*)	3,985,164	959,489	8,011,585

(*) 2019 年度のみ営業損失

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-1】エビデンス集（資料編）F-6

LEC 東京リーガルマインド大学院大学 中期事業計画
(令和 5 年度～令和 7 年度)

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は株式会社立大学であるため、私学助成金の交付や税制上の優遇措置を受けておらず、経常収入のほとんどの割合を占める財源は、学生生徒等納付金である。近年は在学学生数が収容定員を充足し、インターネット広告を活用した学生募集強化によって入学者数も増加傾向にあることから、事業部門単体としても収支が安定化している。

経常収入に対する教職員の人件費は、入学者の増加に伴う教育支援体制補強に伴い、令和 4(2022)年度は 104,238 千円（前年比 110.9%）に増加した。教育研究経費はオンライン授業移行に伴うペーパーレス化の影響で、57,116 千円（前年比 98.79%）と、前年より比率が低くなっている。研究への資源配分により、継続して教育研究環境の充実・強化に努める。

その他、外部資金について、本学の研究者による科学研究費補助金の受入状況は、令和元(2019)～令和 5(2023)年度までの 5 年間における総額は、直接経費 440 万円、間接経費 132 万円となっている。【資料 5-4-2】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-2】2019～2023 年度：科研費採択者一覧

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

入学者数及び在学者の増加に伴う授業料等の収入増加により、近年は安定した財務運営を確立している。今後も学校経営委員会で承認された 3 ヶ年の「中期事業計画」に沿って、大学事業における黒字経営の継続に努める。また、教育・研究の質担保のための施策として、教員採用を中心とした大学運営の人員体制を引き続き充実及び強化するとともに、教育研究経費への配分を高め、教員や学生への還元に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は株式会社立大学であるため、日常的な会計処理については会社法及び企業会計の原則に基づいた「株式会社東京リーガルマインド 経理規程」に基づき、学校設置会社の

経理部門が会計処理を適正に実施している【資料 5-5-1】。また、外部の監査人による会計監査を毎年実施し、財務報告の信頼性の担保に努めている。

年度予算の編成については、各年度の開始前に事務局の予算管理担当者が大学事業部門の予算案を作成し、秋期入学者数の確定後に、より確実な年間収入予測に基づいた予算案の修正をおこなう。その後、学校経営委員会が予算案の内容を審議し承認するという手続きを経て策定している。

経費予算の執行については、大学の事務局長と学校設置会社の経理部署は「経費予実績システム(OBIC7)」で毎月末の経費使用実績を確認している。また、学生数の変動や事業の見直し等により、予算との乖離が生じた場合は補正予算を編成している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-1】 株式会社東京リーガルマインド 経理規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校設置会社である株式会社東京リーガルマインドの会計監査は、学校設置会社の監査役が会社法に基づき実施している。同社は平成 18 (2006) 年に構造改革特別区域法に基づき千代田区と協定書を締結しており、本協定に基づき、平成 22(2010)年度以降は、独立監査人である外部の監査法人による会計監査をおこなっている【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】。また、大学事業部門単体でも外部の監査法人による会計監査をおこなっており、「監査結果報告書」を作成している【資料 5-5-4】。

加えて、本協定に基づき、本学事務局から千代田区に対して、四半期ごとに学校設置会社及び大学事業部門の経営・財務状況に関する報告を継続しておこなっている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-2】 認定地方公共団体（千代田区）との協定書

【資料 5-5-3】 2022 年度 株式会社東京リーガルマインド
独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-4】 2023 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査結果報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

株式会社立大学であることを踏まえ、今後も会社法及び企業会計に基づく会計基準を定めた「経理規程」に従って、会計処理及び予算の遂行を厳正に管理する。また、会計監査は外部の監査法人による監査と併せて、学校設置会社の監査役による監査を継続しておこなう。

【基準 5 の自己評価】

本学の設置者である株式会社東京リーガルマインドは、会社の根本的な規範である定款を作成した上で、学校法人の理事会に相当する機関として学校経営委員会を設置し、大学経営において適切な判断を行えるよう運営を実施している。また、組織倫理に関する規則を遵守し、各種法令等に基づく情報の公表についても適正におこなっている。

使命・目的実現に向けた意思決定に関しては、設置会社代表取締役社長兼学長によるリーダーシップの下、各管理運営機関が連携し「中期事業計画」の方針に基づいた施策の実現に努めている。

環境保全に関しては、学校設置会社が定めるサステナビリティへの取り組み方針に沿って、手続のオンライン化を推進しており、人権への配慮に関しては、人事総務関連の諸規則を定め適切に運用するとともに、修学において快適な環境を維持していくための相談窓口を設置している。

各管理運営機関については、経営全般に関しては「学校経営委員会」、ならびに教学面に関しては「研究科委員会」及び専門委員会が審議を実施したうえで、学長が意思決定をおこなう。それぞれの会議体の所掌事項については、各種規程で明確に定めている。加えて、役職者が複数の会議体に出席することで学内の円滑な意思疎通を図るとともに、「自己点検・評価委員会」では外部の有識者を構成員に含めることで、教育・研究活動の質保証において客観的な視点によるチェックをおこなう体制を構築している。また、各管理運営機関の相互チェックについては、内部監査及び外部の監査人による監査を適切に実施することで機能している。

財務基盤と収支に関しては、近年の入学者数の増加及び在学生の安定確保に伴う授業料等の収入増加に加え、管理会計分野の課外プログラム開発等の新たな収入源確保にも取り組んでいる。引き続き「中期事業計画」に沿って、安定した財務基盤と収支均衡の継続に努める。

会計処理は、株式会社立大学であることを踏まえ、会社法に基づく「経理規程」に従って適正な処理を実施している。構造改革特別区域法に沿って千代田区と締結した協定書に基づき、引き続き独立監査人である外部の監査法人による会計監査を毎年度実施し、監査体制の強化に努める。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は学則第 2 条で自己点検・評価の実施について定めている。この定めに基づき、内部質保証の責任体制として令和 4(2022)年度から「自己点検・評価委員会」を常置しており、その役割と構成員等については「LEC 東京リーガルマインド大学院大学 自己点検・評価に関する規則」で定めている【資料 6-1-1】。本学の内部質保証方針では、「自己点検・評価委員会」が全学的な教育の質向上に向けたサイクルの中心となり、各種会議体と連携しながら質保証を恒常的に維持・定着させる役割を担っている【資料 6-1-2】。

現在、「自己点検・評価委員会」の構成員として委員長を務める学長以下、研究科長、副研究科長、教務部長、学生部長、専任教員（3 人）、外部有識者委員、ならびに事務局長の計 10 人が会議に出席し、学内外から広く意見を取り入れたうえで内部質保証のための報告・討論を実施する体制となっている。同委員会は自己点検・評価項目の設定及び変更、自己点検・評価に必要となる資料の収集及び分析、事務局からの報告事項確認、ならびに報告書の作成等、内部質保証関連の重要事項を議論し、教育・研究活動の自主的な改革をおこなうことを職務とする。また「自己点検・評価委員会」の傘下には、IR や研究費関連の規程整備等、運営における課題ごとの小委員会（ワーキンググループ）を設置している。小委員会は教職員から人員を選出したうえで、改善方針や具体的施策の立案等について議論・検討を重ねている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-1-1】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 自己点検・評価に関する規則

【資料 6-1-2】 LEC 会計大学院 内部質保証の方針概要

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も「自己点検・評価に関する規則」に沿って明確化された責任体制の下、内部質保証を組織的かつ恒常的に推進する。学修成果の把握・検証に関しては、IR に関する小委員会や教務部を中心として、引き続き学生への調査及び回答データの統計分析を実施し、教育・研究の質改善に向けた有用なデータの獲得と活用に向けて検証を継続する。また、令和 6(2024)年度中に、本学内部質保証の基本方針を大学ホームページで公表する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の内部質保証における自主的・自律的な自己評価活動の一環として、令和 5(2023)年度より、大学機関別ならびに専門職大学院分野別認証評価の評価基準に準拠した要改善事項の「対応一覧」を作成し、「自己点検・評価委員会」で、現在の状況と課題、改善計画、目標期限等の進捗管理をおこなっている【資料 6-2-1】。

自己点検の各評価項目に関する状況確認、自己判定説明の草案作成、ならびに認証評価におけるエビデンス集（データ編）に該当するデータ収集等は総務部が実施している。自己点検・評価の草案は、「自己点検・評価委員会」において学長や学外有識者含め委員が確認・検証をおこなったうえで、「学校経営委員会」に報告し学内で共有している。過去に受審した認証評価で評価機関へ提出した自己点検・評価の結果は、大学ホームページで公表している【資料 6-2-2】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-2-1】 2024 年度第 1 回自己点検・評価委員会資料

「自己点検評価 対応一覧表」

【資料 6-2-2】 大学ホームページ「点検・評価等」

(<https://www.lec.ac.jp/about/check/>)

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の運営に関する各種調査としては、「入学時学生意識調査」（対象：4 月・10 月の新入生）、「授業評価アンケート」（対象：全開講科目における受講生）、「修了時学修成果調査」（対象：3 月・9 月の修了予定者）及び「国税庁への研究認定申請状況アンケート」（対象：修士論文に合格した全修了生）等を実施しており、現状把握のためのデータ収集に努めている【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】。調査結果は事務局の各担当部署が取り纏めたうえで、「自己点検・評価委員会」や「研究科委員会」等の会議体での報告を通じて、学内に共有している【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】。収集データについては、今後は教学マネジメント及び経営上の判断においてより有効に活用していくため、部署横断的な情報共有とデータ分析を実施する体制を構築する。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-2-3】 2023 年度 3 月実施 修了時学修成果調査結果

【資料 6-2-4】 2024 年度 4 月実施 入学時学生意識調査結果

【資料 6-2-5】 大学ホームページ 「2023 年度後期授業評価アンケート全体集計」

(https://www.lec.ac.jp/activity/pdf/fd/2023_enquete_2h.pdf)

【資料 6-2-6】 2024 年度第 1 回 自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-2-7】 2023 年度第 12 回 研究科委員会議事録

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学生への調査を継続実施し各種データを収集する一方で、内部質保証活動における効果的な分析・活用方法を検討する。現状把握のエビデンスをベースとした自己点検・評価活動を定期的に遂行し、評価状況を大学ホームページ等で公表する体制の確立に向けて、具体的な計画の策定及び関連規程の整備を推進する。

また、「自己点検・評価委員会」では学外有識者委員からの意見聴取によって質保証活動における客観性を確保しているが、教学マネジメントにおける客観性及び公平性をなお一層担保するための組織体制についても検討を継続する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

学長が委員長を務める「自己点検・評価委員会」では、内閣府及び文部科学省による特区事業評価や認証評価等、外部機関からの評価で受けた指摘を基に課題や改善方策を提言し、改善事項の「対応一覧」を用いて内部質保証のための全学的な PDCA サイクルを遂行している【資料 6-3-1】。過去の認証評価受審時に指摘を受けた点については「自己点検・評価委員会」を中心とした会議体及び事務局の各部署が改善に取り組み、改善状況については大学ホームページでも公開している（表 6-3-1、6-3-2）【資料 6-3-2】。

表 6-3-1 平成29(2017)年度受審 大学機関別認証評価改善対応状況

（評価機構：公益財団法人日本高等教育評価機構）

改善を要する点	対応状況
ガバナンス体制（監査、評議員会等相互チェック機能の不備）	大学部門（教学面含む）の監査を設置会社監査役が十分に行っていない点、内部監査規程を設けているものの近年内部監査を行っていない点、ならびに評議員会が機能していない点など、管理運営機関の相互チェックによるガバナンスが適切に機能していないとの指摘が挙げられた。学校設置会社の監査役による大学事業部門の内部監査を令和元（2019）年度より実施しており、学校経営委員会にも出席している【資料 6-3-3】。本学は株式会社立大学であることから法令上必置ではない評議員会に関しては現在置いていないが、監査を実施することで相互チェックの機能を担保している。

自己点検・評価のガバナンス体制	監査役監査の業務内容に関する書面質問に対して、実際に行っていない業務を行っているとして事実と異なる回答をしていたため、自己点検・評価のチェック体制、ガバナンスの徹底について改善を求めるといいう指摘である。評価機関へ提出する書面に関しては、学長を含め自己点検・評価委員会の委員が内容を確認したうえで、学校経営委員会及び監査役に諮るといいうプロセスを遵守し、再発防止に向けた組織的な取り組みを実施している【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】。
専任教員の雇用契約	専任教員のうち業務委託契約による者が多いことについて改善が必要であるといいう指摘に対して、令和 5 (2023) 年より順次教員の雇用契約への切り替えを実施し、2024 (令和 6) 年 5 月 1 日現在、専任教員ならびに兼任教員計 31 名の中に業務委託契約を結ぶ者はいない。

表 6-3-2 令和元(2019)年度受審 経営系専門職大学院認証評価

(評価機構：特定非営利活動法人 国際会計教育協会会計大学院評価機構)

改善を要する点	対応状況
専任教員の配置	「会計科目中の 3 科目（財務会計，管理会計，監査等）については、いずれも専任教員が置かれていること」の解釈指針に対して、当該認証評価の対象期間に監査分野の専任教員が置かれていなかったため本解釈指針を満たしていない、といいう指摘があった。平成 31(2019)年 4 月からは監査分野の専任教員を配置しており、令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在においても本解釈指針は充足されている【資料 6-3-6】。
教員の授業負担	「各専任教員の（年間）授業負担は、会計大学院で少なくとも 8 単位以上」の基準を満たしていない専任教員がいるとの指摘に対し、翌年度以降、研究指導科目で共同授業を行っている点を踏まえたうえで各専任教員の授業負担管理に取り組んでおり、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在においても 8 単位に満たない専任教員は配置していないため、本解釈指針は充足されている【資料 6-3-7】。

また、教育改善及び質向上に資する三つのポリシーを起点とした内部質保証に関して、本学は以下のとおり検証と改善をおこなっている。

1) アドミッション・ポリシーを起点とした検証と改善

基準項目 2-1-②で述べたとおり、アドミッション・ポリシーに基づき柔軟な思考力及び創造的な発想力を審査するため、令和 4(2022)年度より修士論文履修希望者を対象に、小論文課題による入試選考を実施している。小論文課題では、与えられたテーマに対して根拠を示しながら自分の意見とその理由を論述する思考力に加え、税法・会計分野に関する

知識や、実務への取組み姿勢等も測ることができるため、アドミッション・ポリシーに沿った人材受入のための選考がより有効に機能する入試方法となっている。

また、令和6(2024)年度4月入学者選考から、短答式試験にビジネス会計検定試験®2級程度に相当する範囲を追加しており、実務専門能力の審査として改善に取り組んでいる。

検証については、新入生に対するアンケート（入学時学生意識調査）を実施しており、学生募集施策や入学者受入れ方法、学修支援体制の改善に活用するためのデータ収集にも取り組んでいる【資料 6-3-8】【資料 6-3-9】。

2) カリキュラム・ポリシーを起点とした検証と改善

教務部が毎学期実施する授業評価アンケートの統計等を活用し、「カリキュラム検討委員会」ではカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程と科目の設置に関する検討を定期的におこなっている。また、キャンパス設置地域関係者や修了生等、学外の有識者委員を中心に構成される「教育課程連携協議会」からの提言を取り入れた教育課程の改善も実施している。具体的な取組みとして、令和2(2020)年度より、専門領域「法律」において新設科目「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」を開講したほか、選択必修科目である「消費税法」と「相続税法」の授業回数及び配当単位を8回1単位から15回2単位に変更し、修了生からの要望に応じて授業内容の密度を高める施策をおこなった。このように、教育課程の各専門領域において「教育課程連携協議会」の意見を取り入れながら、カリキュラムの充実化を進めている。

3) ディプロマ・ポリシーを起点とした検証と改善

ディプロマ・ポリシーに沿って、「この科目を履修すると何ができるようになるのか、どのような知識、能力が身につくか」という視点における学修成果を明確に示すため、令和6(2024)年度より、シラバスの記載項目「到達目標」における記載内容の検証と改善をおこなった。

また、修了生や新入生への調査を通じて、ディプロマ・ポリシーで掲げる能力修得に対する意識及び自己評価の把握に努めている。令和5(2023)年度3月に実施した「修了時学修成果調査」においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力の中で学生自身が特に向上したと感じる項目に関して、81.8%の学生が「税法への理解」を挙げている【資料 6-3-8】。令和6(2024)年度4月に実施した「入学時学生意識調査」でも、新入生が特に身につけたい能力として、同じく「税法への理解」が89.7%と最も多くを占めている【資料 6-3-9】。一方で、「経営に関する基礎的な考え方」については「入学時学生意識調査」では65.5%の新入生が身につけたいと回答しているが、「修了時学修成果調査」で同項目の能力が向上したと回答した学生は31.8%であった【資料 6-3-8】【資料 6-3-9】。現状、教育課程の編成において「経営・ファイナンス」領域は必修科目が少ない区分ではあるが、ディプロマ・ポリシーに沿って、会計専門職人材における企業経営や事業戦略に関連する基礎能力向上のための施策強化に取り組む。

- 【資料 6-3-1】 2024 年度第 1 回自己点検・評価委員会資料
「自己点検評価 対応一覧表」
- 【資料 6-3-2】 大学ホームページ 「点検・評価」
LEC 東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科 会計専門職専攻 (LEC
会計大学院) これまでの認証評価における指摘事項と改善状況
(https://www.lec.ac.jp/about/check/pdf/update_2024.pdf)
- 【資料 6-3-3】 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査役の監査報告書
- 【資料 6-3-4】 2024 年度第 1 回 自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-3-5】 2024 年度第 1 回 学校経営委員会議事録
- 【資料 6-3-6】 エビデンス集 (データ編) 表 3-1 「授業科目の概要」
- 【資料 6-3-7】 2024 年度 専任教員の担当科目・単位数・担当時間数の状況
- 【資料 6-3-8】 2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 2
- 【資料 6-3-9】 2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果 p. 2

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証活動においては恒常的・自律的な対応が必須であることを踏まえ、令和 6(2024)年度中に、本学の内部質保証における基本方針を公表するとともに、「中期事業計画」の項目の中に「自己点検・評価、認証評価等の結果を踏まえて大学運営の改善・向上に努める」ことを明記する。内部質保証機能の充実化に向けて、三つのポリシーと教育課程及び学修成果の整合性を定期的に確認する体制を整備し、教育・研究の質を向上する施策を確実に遂行できるよう学内連携を強化する。

【基準 6 の自己評価】

本学の使命・目的の実現に向けた内部質保証の組織体制としては、学長が委員長を務める「自己点検・評価委員会」を令和 4(2022)年度から発足し、その傘下に IR に関する小委員会等、各種ワーキンググループを設置している。「自己点検・評価委員会」は、全学的な教育の質向上に向けた PDCA サイクルを恒常的に維持・定着させる役割を担っている。

自主的及び自律的な自己点検・評価活動としては、改善事項の「対応一覧」を作成・更新し、「自己点検・評価委員会」において進捗管理をおこなっている。改善活動については「自己点検・評価委員会」の構成員である外部有識者委員の提言や、IR の調査結果を踏まえた施策を検討することで、客観性及び妥当性を担保している。

また、過去の認証評価で指摘を受けた点については改善に向けた施策を実施し、三つのポリシーを起点とする内部質保証活動についても継続することで、PDCA サイクルの実効性を強化し、使命・目的の実現に向けた教育の質向上に努める。

以上、基準 6 全体に関して充足しているが、自律的な内部質保証活動の実質化に向けて、今後は大学組織全体で運営体制の改善及び PDCA サイクルの定着に取り組む。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 教育目的「質の高い会計専門職業人養成」のための教育活動

A-1. 理論と実践を融合した実務家養成教育

A-1-① 理論と実践の融合に資する教員組織の編成

A-1-② 理論と実践の融合を実現する教育課程の実践

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 理論と実践の融合に資する教員組織の編成

本学では教員組織の編成において、公認会計士、税理士、弁護士等の専門資格を有し、企業・官公庁における豊富な実務能力と実践知を有する実務家教員の配置を重視している。特に、会計専門職の重点領域となる会計分野（財務会計、管理会計、監査）と法律分野において、実務家教員の比率が高くなっている。

第一線で活躍する実務家と研究者教員により構成される本学の教員組織では、個々が学生に専門知識を教授するだけでなく、相互が活発な議論を戦わせ理論と実務を有機的に結びつけた指導を志向することで、専門的職業人としての高度な思考力・判断力・実践力の養成に資する教育を展開している【資料 A-1-1】。具体的な取組みとして、「職業倫理」や「租税法研究指導」等の科目は、実務家教員と研究者教員が共同で授業を実施することで、理論と実践の融合を志向した指導を実施している【資料 A-1-2】。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-1】 大学ホームページ「教員紹介」

(<https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>)

【資料 A-1-2】 「職業倫理」シラバス一例

A-1-② 理論と実践の融合を実現する教育課程の実践

基準項目 3-2-②及び 3-2-③で示したとおり、本学の教育課程は会計専門職大学院制度と「会計大学院コア・カリキュラム」に準拠した枠組みを採用し、教育研究の対象となる分野を6つの領域（全体、財務会計、管理会計、監査、経営・ファイナンス、法律）に区分し、領域ごとに3段階の系列（基本科目、発展科目、応用実践科目）に分類している【資料 A-1-2】。系列ごとに、まず基本科目では基本原理・基礎的重要事項の体系的な理解を促し、発展科目では理論的な根拠に基づく判断力・対応力の構築を目指す。さらに、資格取得のための勉強だけでは身につかない実務における思考力・実践力の養成を目的として、応用実践科目には「マネジメント・シミュレーション」や各専門領域における「事例研究」等のアクティブ・ラーニング主体の科目を配置し、理論と実践の架橋を意識した教育を実践している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-3】 大学ホームページ「コース・カリキュラム」

(<https://www.lec.ac.jp/program/course/>)

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

理論と実践を融合した教育体制の持続性を確保するため、今後も FD 研修開催等による現教員の指導能力開発を推進する。また、将来的な教員候補も含めた人員補充基盤の充実に取り組む。教育課程については、引き続き専門知識の修得だけでなく、職業倫理に根ざした判断力・実践力を有する人材の育成を目指し、「カリキュラム検討委員会」が主体となって新規科目設置等による教育内容の充実化に取り組む。

A-2. 社会情勢の変化に応じたりカレント教育

A-2-① 社会人の学びやすさを追求したオンライン教育の実施

A-2-② 社会のニーズに応えた教育プログラムの提供

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 社会人の学びやすさを追求したオンライン教育の実施

基準項目 2-5-②や 3-2-⑤等で述べたとおり、就業中の社会人が時間と場所の制約を受けずに学修できる環境を追求し、本学では全面的に授業をオンラインによるライブ配信形式で開講している【資料 A-2-1】。双方向性を確保しつつも通学を不要とした学修スタイルを構築したことにより、これまで時間的・地理的な制約により会計大学院への進学を逸してきた社会人や海外在住者に対しても、リカレント教育の機会を提供している。修士論文指導についても、クラウドビデオ会議サービス(Zoom)の画面共有機能を利用した指導や、クラウド型学習システム(Google Classroom)のコメント機能を活用した各指導教員からのフィードバック等、オンラインで実施することでチーム制による綿密な指導がより効果的に機能している。

令和 5 (2023) 年度の修了生を対象とした「修了時学修成果調査」においても、「授業の講義・論文指導がすべてオンラインで実施される学修環境に満足しているか」の設問に対しては 86.4%が「満足している」、9.1%が「やや満足している」と回答している【資料 A-2-2】。このように、特に学生の多くを社会人が占める本学においては、オンラインを主体とした環境は学修希望者のニーズに応えるものとして判断できることから、アフターコロナにおいても引き続きオンラインによる授業実施を推進している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-2-1】 大学ホームページ「履修システム」

(<https://www.lec.ac.jp/program/system.html>)

【資料 A-2-2】 2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 10

A-2-② 社会のニーズに応えた教育プログラムの提供

本学では近年の会計実務の動向から、企業経営や事業の意思決定に貢献する会計専門職人材の社会的ニーズに着目し、令和2(2020)年度に一般社団法人日本CFO(Chief Financial Officer)協会とパートナーシップを締結した。締結に伴い、より差別化された実務スキルを有する会計人養成のため、企業の財務活動に関する予測・分析を通して経営の意思決定を支援する職種「FP&A(Financial Planning & Analysis)」に関する教育コンテンツを近年積極的に開発・提供している。具体的な取組みとして、本学の専任教員が担当する4科目で構成される課外講座「FP&A 対応オンライン講座」を、令和3(2021)年度より開講している。当講座はオンデマンド配信形式で実施し、科目別の受講も可能としたうえで学外からの申し込みも受け付けている。また、令和4(2022)年度より教育課程の管理会計領域において応用実践科目「FP&A 研究」を開講し、経営管理に関する知見を深める授業を展開している【資料A-2-4】。

また、基準項目2-3-①で述べたとおり、IMA(米国管理会計士協会)とのパートナーシップ締結に伴い、会計分野のプロフェッショナル資格であるUSCMA(米国公認管理会計士)取得のフォローアップとして、課外講座「USCMA 勉強会」を令和5(2023)年度から開講し、実践的な会計スキル獲得のための教育プログラムを多角的に展開している【資料A-2-5】。

さらに、令和6(2024)年度からは教育課程の全体領域に応用実践科目「AI リテラシー」を新設し、会計・税務における実務の観点から、今後の社会で重要なビジネススキルとなるAI活用に特化したリテラシー教育を実践している【資料A-2-6】。

以上の取組みにより、本学は産業界と連携しながら、最新の社会動向に対応した教育プログラムを開発・提供しており、質の高い会計専門職業人の養成に努めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料A-2-3】大学ホームページ「FP&A 対応オンライン講座」

(<https://www.lec.ac.jp/program/koukai/fpa.html>)

【資料A-2-4】「FP&A 研究」シラバス一例

【資料A-2-5】大学ホームページ「U.S.CMA(米国公認管理会計士)勉強会」

(<https://www.lec.ac.jp/program/koukai/uscma.html>)

【資料A-2-6】「AI リテラシー」シラバス一例

(3) A-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も社会経済が求める会計専門職人材のニーズを見極め、社会の変化に適応するための多様なリカレント教育コンテンツの展開・実践に取り組む。

【基準Aの自己評価】

本学は使命・教育目的の実現のため、教員組織及び教育課程において、理論と実践の融合を重視した編成を実践している。また、社会情勢の変化や学生からの要望に応じて、全面的に授業をオンラインで実施することにより、通学等の条件から会計大学院への進学を

断念していた地域の学修希望者も多数本学に在籍しており、リカレント教育機会の拡充に貢献している。加えて、学外団体との提携やパートナーシップ締結を契機として、経営及び事業戦略の意思決定に貢献する会計実務家養成に特化した教育プログラムの開発・提供に取り組み、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりにも対応している。

以上の点から、本学は教育目的に掲げている「質の高い会計専門職業人養成」のための教育活動をおこなっていると判断する。

V. 特記事項 該当なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に規定し、大学院の使命を明確化している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条で規程の通り、専門職大学院の課程として、高度専門職研究科 会計専門専攻を設置している。	1-2
第 87 条	-	大学院大学であり、学部を持たないため該当しない。	3-1
第 88 条	○	学則第 25 条で規定している。	3-1
第 89 条	-	大学院大学であり、学部を持たないため該当しない。	3-1
第 90 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 92 条	○	学則第 6 条～13 条、任用規則で規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 12 条及び「研究科委員会規程」において、「研究科委員会」として学長に対して意見を述べる審議事項を定め、本条のとおり運用している。	4-1
第 104 条	○	大学院大学の専門職大学院であり、学校教育法第 104 条 1 項 3 号について、学則第 31 条で規定している。	3-1
第 105 条	-	履修証明プログラムは実施していないため、該当しない。	3-1
第 108 条	-	大学院大学であり、短期大学を設置していないため該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条で規定し、「自己点検・評価委員会」が中心となって自己点検及び評価を行い、その結果をホームページの「点検・評価等」のページで公表している。	6-2
第 113 条	○	ホームページの「教育・研究活動」のページで、紀要の公開等で教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 13 条に、事務職員を配置することを規定し、事務職員は本条に定める役割を担っている。技術職員は配置していない。	4-1 4-3
第 122 条	-	大学院大学であり、学部への編入に関する規定は該当しない。	2-1
第 132 条	-	大学院大学であり、学部への編入に関する規定は該当しない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本条の各項に定められた事項を学則に記載している（ただし、本条の第 9 項については、インターネットで授業を実施していることから「寄宿舎」を設置していないため記載はない）。	3-1 3-2
第 24 条	-	大学院大学であり、児童等は在籍していない。但し、学生の学修	3-2

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

		状況等を記録したデータは保持している。また、求めに応じて必要な修了証明書、成績証明書は学長名で発行している。	
第 26 条 第 5 項	○	学則第 48～49 条で、学生に対する懲戒の手続きについて規定している。	4-1
第 28 条	○	次のものを除き本条項に記載されている表簿に相当するものを整備し、適正に保管している。 日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌、並びに担任学級、健康診断に関する表簿、往復文書処理簿	3-2
第 143 条	-	本学では代議員会を設置していない。	4-1
第 146 条	○	学則第 30 条に、本学の科目等履修生として一定の単位を取得した後に本学に入学する場合の修業年限の通算について規定し、そのとおり運用している。	3-1
第 147 条	-	大学院大学であり、学部の卒業の認定に関する規定は該当しない。	3-1
第 148 条	-	大学院大学であり、学部の修業年限に関する規定は該当しない	3-1
第 149 条	-	大学院大学であり、学部の在学期間に関する規定は該当しない。	3-1
第 150 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 151 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 152 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 153 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 154 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 161 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 162 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 14、15 条に学年及び学期の始期・終期を規定し、同第 33 条において入学の時期を「学年の始め」及び学長が認めた者は「後期から入学させる」としている。	3-2
第 163 条の 2	○	「LEC 東京リーガルマインド大学大学院大学科目等履修生規程」第 9 条 2 項で規定している。	3-1
第 164 条	-	特別の課程は編成していないため、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	使命・目的及び教育目的を踏まえ、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を一貫性あるものとして定め、ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び「自己点検・評価委員会規程」に、本学の自己点検・評価等の体制について規定し、認証評価に準拠した評価基準を設定して、点検・評価をおこなっている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については本学ホームページ内「教育研究活動に関する情報公開」ページで公表している。	1-2 2-1

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

		また、専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業をおこなう者その他の関係者との協力としては、外部有識者が委員に加わる教育課程連携協議会を設置し、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項について審議している。	3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 28 条及び 31 条で規定している。修了を認定された者には学長が学位記を授与している。	3-1
第 178 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1
第 186 条	-	大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は、「学校教育法」その他の法令の規定によるほか、「大学設置基準」の定めるところにより設置されており、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条に、本学に設置する研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入試委員会を整備しており、学則第 36 条に則った選考が行われ、研究科委員会の意見を聴いたうえで学長が入学者を決定する。	2-1
第 3 条	-	大学院大学であり、学部の組織に関する規定は該当しない。	1-2
第 4 条	-	大学院大学であり、学部の組織に関する規定は該当しない。	1-2
第 5 条	-	本学では、学科に代わる課程を設けていないため、該当しない。	1-2
第 6 条	-	大学院大学であり、学部の組織に関する規定は該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育目的を達成するため、学則第 2 章で定めている通り教員及び事務職員から成る教育研究組織を編成している。 学則第 6 条で規定された教員を、職位や年齢構成のバランスを考慮しながら任用している。また、実務家教員を一定数配置することで、専門職大学院として授与する学位と分野に応じたものとなっている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	すべての領域における必修科目について、専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	○	本学においては、授業を担当しない教員は置いていない。	3-2 4-2
第 10 条	○	6 単位以上担当する専任教員は 15 人で規定を満たしている(収容	3-2

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

(旧第 13 条)		定員：120 人。	4-2
第 11 条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、FD 委員会を組織し、教職員研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学則第 7 条で学長は理事会に相当する「学校経営委員会」で選考されることが規定されている。	4-1
第 13 条	○	「業績審査基準」に則り、採用、任命している。	3-2 4-2
第 14 条	○	「業績審査基準」に則り、採用、任命している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「業績審査基準」に則り、採用、任命している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「業績審査基準」に則り、採用、任命している。	3-2 4-2
第 17 条	-	助手は設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に、本学の収容定員、入学定員について定め、適正な管理に努めている。	2-1
第 19 条	○	大学院大学であり、学部の教育課程の編成方針に関する規定は該当しないが、カリキュラム・ポリシーに則った編成をおこなっている。	3-2
第 19 条の 2	-	連携開設科目は設置していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	各授業科目を「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」に分類し、教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	単位の基準及び授業科目の単位について規定し、単位の実質化のため、必要な授業時間を担保している。	3-1
第 22 条	○	学則第 14 条に、学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わると定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 15 条に、学期ごとの授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	本学はオンラインライブ授業をおこなうため、学生数や施設の制限を受けることは原則としてない。双方向性をより重視する一部研究科目については履修人数に定員を設ける等、教育効果を十分にあげられるよう適切に管理している。	2-5
第 25 条	○	本学はオンラインライブ授業を行っており、メディアを利用した授業（講義・論文指導）を開講し、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せておこなっている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対し、学事スケジュールを予め提示するとともに、各科目	3-1

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

		のシラバスで授業の方法、内容、計画、学修の成果に係る評価基準を明示している。	
第 26 条	○	社会人学生に対応するため、平日の夜間及び土日に授業をおこなっている。	3-2
第 27 条	○	学則第 23 条において、単位を与えることを規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 23 条第 4 項で、「学生が 1 年間に履修できる単位数の上限を 30 単位」と規定している。	3-2
第 27 条の 3	-	本条に該当する他の大学、専門職大学または短期大学との連携開設科目は存在しない。	3-1
第 28 条	-	大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当しない。	3-1
第 29 条	-	大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当しない。	3-1
第 30 条	-	大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当しない。	3-1
第 30 条の 2	○	「長期履修学生制度規則」で規定されている。	3-2
第 31 条	○	学則第 51 条及び「LEC 東京リーガルマインド大学大学院大学科目等履修生規程」に定めるとおり、収容定員の適正管理を行いつつ科目等履修生を受入れ、正科生と同じ成績評価基準で合格した者に単位を与えている。	3-1 3-2
第 32 条	-	大学院大学であり、学部の卒業に関する規定は該当しない。	3-1
第 33 条	-	大学院大学であり、学部の卒業に関する規定は該当しない。	3-1
第 34 条	-	大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため校地に関する規定は該当しない。	2-5
第 35 条	-	大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため運動場に関する規定は該当しない。	2-5
第 36 条	○	本学はオンラインで授業をおこなっているが、組織及び規模に応じた校舎等施設を備えている。	2-5
第 37 条	-	学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため校地の面積に関する規定は該当しない。	2-5
第 37 条の 2	-	学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため校地の面積に関する規定は該当しない。	2-5
第 38 条	○	附属図書館を設置し、28,000 冊以上の図書を系統的に整備している。図書郵送貸出の実施、判例データベースへのオンラインアクセス等、全国在住の学生が利用できるサービスをおこなっている。また、紹介状発行サービスによる他大学図書館等との連携にも努めている。	2-5
第 39 条	-	該当の学部、学科を設けていないため、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	-	薬学に関する学部、学科を設けていないため、該当しない。	2-5
第 40 条	-	本学は会計専門職専攻のみを置く大学院大学であり、機械、器具及び標本が必要な学部、学科を設けていないため、該当しない。	2-5
第 40 条の 2	-	本学の校地は千代田キャンパスのみのため、該当しない。	2-5

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

第 40 条の 3	○	本学では、インターネットを用いて授業をおこなうための教育研究環境の整備を目的に、オンラインミーティングやクラウドツール等の運用に要する経費を毎年度確保している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学科の名称は、大学の掲げる教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	-	本学は高度専門職研究科のみを置く単科大学院であるため、該当しない。	3-2
第 42 条	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	1-2
第 42 条の 2	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	2-1
第 42 条の 3	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	4-2
第 42 条の 4	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	3-2
第 42 条の 5	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	4-1
第 42 条の 6	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	3-2
第 42 条の 7	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	2-5
第 42 条の 8	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	3-1
第 42 条の 9	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	3-1
第 42 条の 10	-	専門職大学院であり、専門職学科を設ける大学に関する規定は該当しない。	2-5
第 43 条	-	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	-	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	-	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	-	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	-	大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため共同学科の校地面積に関する規定は該当しない。	2-5
第 48 条	-	大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため共同学科の校舎面積に関する規定は該当しない。	2-5
第 49 条	-	大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての	2-5

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

		適用除外に該当するため共同学科の施設及び設備に関する規定は該当しない。	
第 49 条の 2	-	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	-	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	-	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 58 条	-	外国に学部、学科その他組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 59 条	○	本学は大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当する。	2-5
第 61 条	-	大学を設置してから完成年度を超えているため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	-	専門職大学院であり、該当しない。	3-1
第 10 条	○	「学位規則」で「専門職修士」を付記すると規定されている。	3-1
第 10 条の 2	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	「学位規則」で規定し、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法 該当なし（本学は株式会社立の大学のため、対象外）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条			5-1
第 26 条の 2			5-1
第 33 条の 2			5-1
第 35 条			5-2 5-3
第 35 条の 2			5-2 5-3
第 36 条			5-2
第 37 条			5-2 5-3
第 38 条			5-2
第 39 条			5-2
第 40 条			5-2
第 41 条			5-3
第 42 条			5-3
第 43 条			5-3

第 44 条			5-3
第 44 条の 2			5-2 5-3
第 44 条の 3			5-2 5-3
第 44 条の 4			5-2 5-3
第 44 条の 5			5-2 5-3
第 45 条			5-1
第 45 条の 2			1-2 5-4 6-3
第 46 条			5-3
第 47 条			5-1
第 48 条			5-2 5-3
第 49 条			5-1
第 63 条の 2			5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	本学の目的については、本条で規定する内容を学則第 1 条に定め 遵守している。	1-1
第 100 条	○	本条に則り、高度専門職研究科を設置している。	1-2
第 102 条	○	入学の資格については、本条で規定する内容を学則第 34 条に定め 遵守している	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	入学の資格については、本条で規定する内容を学則第 34 条に定め 遵守している。	2-1
第 156 条	-	博士後期課程を有しないため、該当しない。	2-1
第 157 条	-	大学院大学であるため、該当しない。	2-1
第 158 条	-	大学院大学であるため、該当しない。	2-1
第 159 条	-	大学院大学であるため、該当しない。	2-1
第 160 条	-	大学院大学であるため、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	法令に則り設置していると共に、水準のさらなる向上を図り、内部 質保証に努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、 学則第4条に明確に定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法となるよう学則第 36条及び「入試委員会に関する規程」等を定め実施している。	2-1
第2条	○	大学院の課程として、専門職学位課程を設置している。	1-2
第2条の2	○	社会人が学びやすい環境に配慮し、土日及び平日夜間において授 業を開講している。	1-2
第3条	○	「経済のグローバル化・情報化に即して国の内外の会計基準や税 務に精通し、かつ職業倫理観を兼ね備え、高度の思考力・判断力・ 実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成する」ことを目的 とし、2年の修業年限を設置している。	1-2
第4条	-	博士課程を有しないため、該当しない。	1-2
第5条	○	本研究科は、教職員数その他組織として適当な規模内容を有し、運 営をおこなっている。	1-2
第6条	○	教育上適当と認められるため、1個の専攻のみを置いている。	1-2
第7条	-	本学は学部、大学附置の研究所等を設置していないため、該当しな い。	1-2
第7条の2	-	本学は共同教育課程を編成していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	-	本学は研究科以外の基本組織を設置しないため、該当しない	1-2 3-2 4-2
第8条	○	本研究科の規模等に応じた必要な教育研究実施組織を編成し、適 切な役割分担及び連携体制を確保している。教員の年齢について は、特定の範囲に著しく偏らないよう配慮している。なお二以上の 校地については、保有しないため、該当しない。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	教員の資格については、修士課程（専門職学位課程）として法令 （専門職大学院設置基準第5条）に合致している。	3-2 4-2
第9条の3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためにFD委員会を	3-2

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

		設置しており、教員及び事務職員に能力及び資質を向上させるための研修機会を設けている。	3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	収容定員については、学則第 3 条で定めたものを明示し、在学する学生数を適正に管理している。	2-1
第 11 条	○	教育課程は 6 つの領域及び「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」の系列に分類し、高度の専門的知識及び能力を修得させる科目と、関連分野の基礎的素養を涵養するよう体系的に編成している。	3-2
第 12 条	○	授業科目の授業及び研究指導により、教育を実施している。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導は、第 9 条に規定する教員が実施している。	2-2 3-2
第 14 条	○	社会人が学びやすい環境に配慮し、土日及び平日夜間において授業を開講している。	3-2
第 14 条の 2	○	シラバスによりすべての授業の内容並びに計画を明示するとともに、研究指導においても指導者から方法及び年間計画を伝えている。また、評価並びに修了の認定に関しては、学則第五章及び「修士論文審査手続規則」等に定め適切におこなっている。	3-1
第 15 条	○	本条で規定する内容及び、専門職大学院設置基準において該当する規程に従っている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修了の要件を学則第 26 条に定めている。	3-1
第 17 条	-	博士課程を有しないため、該当しない。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の施設を設置している。	2-5
第 20 条	-	専攻の種類から、機械、器具及び標本は必要ないため、設置していない。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	-	学部は設置しておらず、大学附置の研究所の施設及び設備も設置していないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 2	-	二以上の校地を設置していないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	オンラインによるライブ授業を実施しているため、クラウドツールをはじめインターネットで受講できる環境整備の経費を確保しており、教育研究環境を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	名称については、本研究科の教育研究目的にふさわしいものとして認可されている。	1-1
第 23 条	○	独立大学院として、研究科の種類及び数、教員数その他は、教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有している。	1-1 1-2

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

第 24 条	○	独立大学院として、教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。	2-5
第 25 条	-	通信教育をおこなう課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 26 条	-	通信教育をおこなう課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	-	通信教育をおこなう課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	-	通信教育をおこなう課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	-	通信教育をおこなう課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 30 条	-	通信教育をおこなう課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	-	二以上の研究科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 31 条	-	二以上の大学院を設置していないため、該当しない。	3-2
第 32 条	-	構成大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 33 条	-	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	-	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	-	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	-	工学（工学分野の連続性に配慮した教育課程）を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条	-	博士課程を設置していないため、該当しない。	2-3
第 43 条	○	学生及び入学を志望する者に対して、「学生便覧」、大学パンフレット及び「入学試験要項」等で学費や奨学金制度について明示している。	2-4
第 45 条	-	外国に研究科、専攻その他の組織を設置していないため、該当しない。	1-2
第 46 条	-	設置後時間が経過しているため、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	専門職大学院設置基準を遵守しており、また、設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条で、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを規定し、また修業年限については、同第 5 条で 2 年と規定している。	1-2
第 3 条	○	学則第 5 条 2 項で、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計	3-1

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

		画的な履修を希望する旨申し出た者に対しては、修業年限を 4 年まで認めると規定している。なお、早期修了制度は設けていない。	
第 4 条	○	教育上必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 5 条	○	担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員及び実務家教員を、必要数以上に設置している。	3-2 4-2
第 5 条の 2	○	学生に対する教育の充実を図るため FD 委員会を設置しており、教員に授業内容及び方法を改善するための研修機会を設けている。	3-2 3-3 4-2
第 6 条	○	教育課程については、法令で定められた方針に基づき、会計職の動向及び変化に応じた編成の見直しを毎年度実施している。また、教育課程連携協議会を設置し、意見を聴取しながら教育課程を編成している。	3-2
第 6 条の 2	○	外部委員 4 人、内部委員 2 人による教育課程連携協議会を設置している。	3-2
第 6 条の 3	-	連携開設科目は設置していないため、該当しない。	3-2
第 7 条	○	オンラインライブ授業を実施しており、各科目内容に即して適正な受講人数となるよう運営している。	2-5
第 8 条	○	オンラインライブ授業を実施しており、多様なメディアを高度に利用すると共に双方向性を確保し、専攻分野に関して教育効果が認められる実践的な教育をおこなっている。	2-2 3-2
第 9 条	-	本学は通信教育課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 10 条	○	学則や各科目のシラバス等で、授業の方法、内容、計画、学修の成果及び修了認定に係る評価基準を明示している。	3-1
第 11 条	○	学則第 23 条第 4 項で、履修できる単位の上限を 1 年間当たり 30 単位と定め、履修要項等で明示している。	3-2
第 12 条	-	連携開設科目は設置していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則第 24 条で、修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。(修了要件は 40 単位以上)	3-1
第 14 条	○	学則第 25 条で、入学する前に大学院において修得した単位を入学した後に修得したものとみなすことができると規定している。また、認定できる単位数については同条第 2 項で、修得したものとみなす単位数と合わせて、修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。(修了要件は 40 単位以上)	3-1
第 15 条	○	学則第 26 条で、2 年以上の在学及び修了要件 40 単位以上と規定	3-1

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

		している。	
第 16 条	○	在学期間の短縮について、学則第 30 条で定めている。	3-1
第 17 条	○	オンラインによるライブ授業を実施している専門職大学院であり、質の高い会計専門職業人を養成する目的に照らし、十分な教育効果をあげることができると認められる施設及び設備その他諸条件を備えている。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	2-1
第 20 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	2-1
第 21 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	3-1
第 22 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	3-1
第 23 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	3-1
第 24 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	3-1
第 25 条	-	法科大学院でないため、該当しない。	3-1
第 26 条	-	教職大学院でないため、該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	-	教職大学院でないため、該当しない。	3-1
第 28 条	-	教職大学院でないため、該当しない。	3-1
第 29 条	-	教職大学院でないため、該当しない。	3-1
第 30 条	-	教職大学院でないため、該当しない。	3-1
第 31 条	-	教職大学院でないため、該当しない。	3-2
第 32 条	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 33 条	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 42 条	-	国際連携教育課程を編成していないため、該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	学則第 5 章及び学位規則により規定されている。	3-1
第 4 条	-	博士課程は編成していないため、該当しない。	3-1
第 5 条	-	他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ていないため、該当しない。	3-1

第12条	-	博士の学位を授与しないため、該当しない。	3-1
------	---	----------------------	-----

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していない等、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	株式会社東京リーガルマインド 定款		
【資料 F-2】	大学案内		
	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 大学案内パンフレット		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2024 年度 LEC 会計大学院 入学試験要項、様式集（春入学）		
	2024 年度 LEC 会計大学院 入学試験要項、様式集（秋入学）		
【資料 F-5】	学生便覧		
	LEC 会計大学院 学生便覧（2024 年度）		

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	株式会社東京リーガルマインド 令和 6 年度 事業計画書 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 中期事業計画（令和 5 年度～令和 7 年度） LEC 東京リーガルマインド大学院大学 中期事業計画（令和 2 年度～令和 4 年度）	
【資料 F-7】	事業報告書	
	株式会社東京リーガルマインド 第 46 期事業報告	大学事業報告も含む。
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップ等	
	LEC 会計大学院 校舎配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	規定一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員等の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況等）がわかる資料	
	株式会社東京リーガルマインド学校経営委員名簿 2023 年度学校経営委員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	株式会社東京リーガルマインド 決算報告書、キャッシュフロー計算書 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査役の監査報告書 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 損益計算書・貸借対照表	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024 年度前期履修指導要項（新入生用） 2024 年度前期履修指導要項（在院生用） 2024 年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	LEC 会計大学院 三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	学部を設置していた平成 18(2006)年度以降実施なし。
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	LEC 会計大学院 これまでの認証評価における指摘事項と改善状況	令和 6(2024)年度時点の改善状況を記載。

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 1 条、第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大学ホームページ「使命・目的・教育目標」 (https://www.lec.ac.jp/about/mission.html)	
【資料 1-1-3】	2023 年度第 8 回研究科委員会議事録、第 3 回学校経営委員会議事録	
【資料 1-1-4】	大学パンフレット vol.18.5 p.16	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	大学ホームページ「教員紹介」 (https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/)	
【資料 1-1-6】	大学パンフレット vol.18.5 pp.4-5	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-7】	大学ホームページ「学生データ」 (https://www.lec.ac.jp/student/data.html)	
【資料 1-1-8】	大学パンフレット vol.18.5 pp.6-9	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-9】	2010 年度第 3 回学校経営委員会 議事録	
【資料 1-1-10】	2013 年度第 5 回学校経営委員会 議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究科委員会規則	
【資料 1-2-2】	株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則	
【資料 1-2-3】	エビデンス集（資料編）F-10 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 1-2-4】	2024 年度春 学生便覧 pp.34-38	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	2024 年度シラバス作成要領 p.3	
【資料 1-2-6】	大学ホームページ「使命・目的・教育目標」 (https://www.lec.ac.jp/about/mission.html)	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-7】	大学パンフレット vol.18.5 p.16	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-8】	2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学）p.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-9】	エビデンス集（資料編）F-6 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 中期事業計画 （令和 5 年度～令和 7 年度）	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-10】	大学ホームページ「会計大学院概要」 (https://www.lec.ac.jp/about/gaiyou.html)	
【資料 1-2-11】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 組織図	
【資料 1-2-12】	大学ホームページ「教員紹介」 (https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-13】	大学パンフレット vol.18.5 p.17	【資料 F-2】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	エビデンス集（資料編）F-13 「三つのポリシー一覧」	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ「使命・目的・教育目標」 (https://www.lec.ac.jp/about/mission.html)	
【資料 2-1-3】	2024 年度 入学試験要項（春入学）p.1 2024 年度 入学試験要項（秋入学）p.2	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学）pp.3-8	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 入試委員会規程第 3 条	
【資料 2-1-6】	面接試験評価表	

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

【資料 2-1-7】	面接試験要領	
【資料 2-1-8】	2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学） p. 10	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	大学ホームページ「会計大学院概要」 (https://www.lec.ac.jp/about/gaiyou.html)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2024 年度前期オリエンテーション案内（在学生向け）	
【資料 2-2-2】	履修登録個別相談受付実績一覧	
【資料 2-2-3】	2023 年度後期オフィスアワー実施報告	
【資料 2-2-4】	2024 年 4 月 1 日 掲示「2024 年度前期オフィスアワーの実施について」	
【資料 2-2-5】	2024 年度春 学生便覧 p. 31	【資料 F-5】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2024 年度春 学生便覧 p. 21	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	2023 年 11 月 24 日 掲示 監査法人キャリア教育参加希望者募集の件	
【資料 2-3-3】	大学ホームページ「U. S. CMA（米国公認管理会計士）勉強会」 (https://www.lec.ac.jp/program/koukai/uscma.html)	
【資料 2-3-4】	「USCMA 勉強会①」 講義内容一例	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	2024 年度春 学生便覧 p. 22	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	2024 年度春 学生便覧 pp. 17-20	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	2024 年度春 学生便覧 p. 20	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	2024 年度春 学生便覧 pp. 17-18	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-5】	2024 年度 入学試験要項（春入学、秋入学） p. 12	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-6】	2024 年度春 学生便覧 pp. 5-6	【資料 F-5】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	LEC 会計大学院 施設見取り図	
【資料 2-5-2】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学施設変更について	
【資料 2-5-3】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 情報システム委員会規程 第 5 条	
【資料 2-5-4】	大学ホームページ「図書館案内」 (https://www.lec.ac.jp/library/)	
【資料 2-5-5】	2024 年度（令和 6 年度）カリキュラム一覧	
【資料 2-5-6】	2024 年度前期科目別履修人数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2024 年度前期（中間）大学院授業評価アンケート全体結果	
【資料 2-6-2】	大学ホームページ「2023 年度後期授業評価アンケート全体集計」 (https://www.lec.ac.jp/activity/pdf/fd/2023_enquete_2h.pdf)	
【資料 2-6-3】	2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果	
【資料 2-6-4】	2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果	
【資料 2-6-5】	2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 15	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 2-6-6】	2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果 p. 8	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 2-6-7】	2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 10	【資料 2-6-4】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

【資料 3-1-1】	エビデンス集（資料編）F-13「三つのポリシー一覧」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	大学ホームページ「使命・目的・教育目標」 (https://www.lec.ac.jp/about/mission.html)	
【資料 3-1-3】	大学パンフレット vol.18.5 p.16	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-4】	2024 年度前期 履修指導要項（新入生用、在院生用） p.1	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	2024 年度シラバス作成要領 p.4	
【資料 3-1-6】	2024 年度春 学生便覧 pp.34-41（学則等掲載部分）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	2024 年度前期 履修指導要項（新入生用、在院生用） p.4、pp.8-9	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-8】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 23 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	「租税法」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-10】	LEC 会計大学院 成績評価のお願い（2023 年度後期）	
【資料 3-1-11】	2023 年度後期 疑義照会申請書	
【資料 3-1-12】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 24 条、第 25 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-13】	既修得単位の認定申請について	
【資料 3-1-14】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 26 条、第 31 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-15】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学位規則第 3 条	
【資料 3-1-16】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 第 28 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-17】	審査基準及び評価法	
【資料 3-1-18】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 修士論文審査手続規則	
【資料 3-1-19】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 長期履修学生制度規則	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	エビデンス集（資料編）F-13「三つのポリシー一覧」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	大学ホームページ「使命・目的・教育目標」 (https://www.lec.ac.jp/about/mission.html)	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-3】	2024 年度（令和 6 年度）カリキュラム一覧	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 カリキュラム検討委員会規程 第 5 条	
【資料 3-2-5】	大学ホームページ 2024 年度シラバス (https://sites.google.com/g.lec.ac.jp/syllabus2024/?_ga=2.264690895.1510073294.1712212197-243797132.1693298282)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-6】	2024 年度シラバス作成のお願い	
【資料 3-2-7】	2024 年度シラバス作成要領	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-2-8】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則第 23 条 4 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-9】	2024 年度前期 履修指導要項（新入生用、在院生用） p.4	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	2024 年度前期 履修指導要項（新入生用、在院生用） p.13	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-11】	「租税法」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-12】	2023 年度教育課程連携協議会 実施報告	
【資料 3-2-13】	「AI リテラシー」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-14】	「実用英語演習基礎」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-15】	「アカデミック・ライティング」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-16】	大学パンフレット vol.18.5 pp.4-5	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-17】	大学パンフレット vol.18.5 pp.10-11	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-18】	大学パンフレット vol.18.5 p.12	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-19】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究指導委員会規程 第 5 条	
【資料 3-2-20】	2024 年度前期（中間）大学院授業評価アンケート全体結果	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果	

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

【資料 3-3-2】	2023 年度後期（期末）大学院授業評価アンケート全体結果	
【資料 3-3-3】	2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 pp. 3-5	
【資料 3-3-4】	2023 年度 3 月 修了時進路調査結果	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則 第 7 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	株式会社東京リーガルマインド学校経営委員会規則第 7 条	
【資料 4-1-3】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学自己点検・評価に関する規則第 4 条	
【資料 4-1-4】	2024 年度大学院関連役職者について	
【資料 4-1-5】	エビデンス集（資料編）F-10 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿、2023 年度 学校経営委員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 4-1-6】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 組織及び運営に関する規則 第 9 条	
【資料 4-1-7】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則 第 12 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究科委員会規則 第 2 条 3 項	
【資料 4-1-9】	2024 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 委員会構成	
【資料 4-1-10】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則 第 13 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-11】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 事務組織規程	
【資料 4-1-12】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	2024 年度 大学院運営組織について	
【資料 4-2-2】	大学ホームページ「教員紹介」 (https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/)	
【資料 4-2-3】	エビデンス集(データ編) 表 3-1 「授業科目の概要」	【エビデンス集(データ編) 表 3-1 と同じ】
【資料 4-2-4】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 教員任用・昇任規則	
【資料 4-2-5】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程	
【資料 4-2-6】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 FD 委員会規程 第 3 条、第 6 条	
【資料 4-2-7】	大学ホームページ「FD 活動」 (https://www.lec.ac.jp/activity/fd.html)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 5(2023)年度第 1 回 学校経営委員会資料 事務局職員の SD セミナー（外部研修）受講について	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	2020 年度第 3 回 FD 委員会資料 「後期の授業実施方法と来年度以降の方針に関する試案」	
【資料 4-4-2】	2020 年度第 3 回 FD 委員会資料 「2020 年度前期オンラインでの授業に関するアンケート結果」 「2020 年度前期オンラインでの研究指導に関するアンケート結果」	
【資料 4-4-3】	令和 2(2020)年 3 月 27 日付け 校舎変更届	
【資料 4-4-4】	LEC 会計大学院 施設見取り図	

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

【資料 4-4-5】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 サバティカル制度規程	
【資料 4-4-6】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-7】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 公的研究費等の管理及び監査に関する規程	
【資料 4-4-8】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 公的研究費等取扱規則	
【資料 4-4-9】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 科学研究費補助金取扱細則	
【資料 4-4-10】	2023 年度第 3 回 FD 委員会資料 「生成 AI の利活用に関する基本方針案」	
【資料 4-4-11】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 個人研究費支給規程	
【資料 4-4-12】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 個人研究費支給規程運用細則	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	株式会社東京リーガルマインド定款 第 2 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 行動憲章	
【資料 5-1-3】	大学ホームページ「教育研究活動に関する情報公開」 (https://www.lec.ac.jp/about/public.html)	
【資料 5-1-4】	2024 年度春 学生便覧 p. 28	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-5】	株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則	
【資料 5-1-6】	大学ホームページ 「各種委員会活動」 https://www.lec.ac.jp/activity/fd.html	
【資料 5-1-7】	株式会社東京リーガルマインドホームページ「サステナビリティ」 (https://www.lec.co.jp/sustainability/)	
【資料 5-1-8】	株式会社東京リーガルマインド就業規則（正社員用）第 36 条	
【資料 5-1-9】	株式会社東京リーガルマインド就業規則（嘱託社員用）第 38 条	
【資料 5-1-10】	株式会社東京リーガルマインド就業規則（準社員用）第 45 条	
【資料 5-1-11】	株式会社東京リーガルマインド ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-12】	大学ホームページ「FD 活動」 (https://www.lec.ac.jp/activity/fd.html)	
【資料 5-1-13】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-14】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 ハラスメントの防止等に関するガイドライン	
【資料 5-1-15】	2024 年度春 学生便覧 pp. 26-27	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-16】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学費等納付金の減免に関する細則 第 2 条及び別表	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第 7 条	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-2-2】	エビデンス集（資料編）F-10 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿、2023 年度 学校経営委員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第 4 条	【資料 5-1-5】【資料 5-2-1】と同じ
【資料 5-2-4】	株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則 第 3 条	【資料 5-1-5】【資料 5-2-1】【資料 5-2-3】と同じ

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

【資料 5-2-5】	2023 年度第 5 回 学校経営委員会議事録	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	エビデンス集（資料編）F-10 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員名簿、2023 年度 学校経営委員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-2】	2024 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 委員会構成	
【資料 5-3-3】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則 第 12 条 3 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-4】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査役の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-5】	2023 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査結果報告書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	エビデンス集（資料編）F-6 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 中期事業計画 （令和 5 年度～令和 7 年度）	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	2019～2023 年度：科研費採択者一覧	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	株式会社東京リーガルマインド 経理規程	
【資料 5-5-2】	認定地方公共団体（千代田区）との協定書	
【資料 5-5-3】	2022 年度 株式会社東京リーガルマインド 独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-4】	2023 年度 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査結果報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 自己点検・評価に関する規則	
【資料 6-1-2】	LEC 会計大学院 内部質保証の方針概要	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2024 年度第 1 回自己点検・評価委員会資料 「自己点検評価 対応一覧表」	
【資料 6-2-2】	大学ホームページ「点検・評価等」 (https://www.lec.ac.jp/about/check/)	
【資料 6-2-3】	2023 年度 3 月実施 修了時学修成果調査結果	
【資料 6-2-4】	2024 年度 4 月実施 入学時学生意識調査結果	
【資料 6-2-5】	大学ホームページ「2023 年度後期授業評価アンケート全体集計」 (https://www.lec.ac.jp/activity/pdf/fd/2023_enquete_2h.pdf)	
【資料 6-2-6】	2024 年度第 1 回 自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-7】	2023 年度第 12 回 研究科委員会議事録	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2024 年度第 1 回自己点検・評価委員会資料 「自己点検評価 対応一覧表」	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-2】	大学ホームページ「点検・評価」 LEC 東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科 会計専門職専攻（LEC 会計大学院）これまでの認証評価における指摘事項と改善状況 (https://www.lec.ac.jp/about/check/pdf/update_2024.pdf)	
【資料 6-3-3】	LEC 東京リーガルマインド大学院大学 監査役の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 6-3-4】	2024 年度第 1 回 自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-3-5】	2024 年度第 1 回 学校経営委員会議事録	

【資料 6-3-6】	エビデンス集（データ編）表 3-1「授業科目の概要」	【エビデンス集（データ編）表 3-1】と同じ
【資料 6-3-7】	2024 年度 専任教員の担当科目・単位数・担当時間数の状況	
【資料 6-3-8】	2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 2	【資料 6-2-3】と同じ
【資料 6-3-9】	2024 年度 4 月 入学時学生意識調査結果 p. 2	【資料 6-2-4】と同じ

基準 A. 教育目的「質の高い会計専門職業人養成」のための教育活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 理論と実践を融合した実務家養成教育		
【資料 A-1-1】	大学ホームページ「教員紹介」 (https://www.lec.ac.jp/activity/teacher/)	
【資料 A-1-2】	「職業倫理」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-1-3】	大学ホームページ「コース・カリキュラム」 (https://www.lec.ac.jp/program/course/)	
A-2. 社会情勢の変化に応じたりカレント教育		
【資料 A-2-1】	大学ホームページ「履修システム」 (https://www.lec.ac.jp/program/system.html)	
【資料 A-2-2】	2023 年度 3 月 修了時学修成果調査結果 p. 10	【資料 6-2-3】と同じ
【資料 A-2-3】	大学ホームページ「FP&A 対応オンライン講座」 (https://www.lec.ac.jp/program/koukai/fpa.html)	
【資料 A-2-4】	「FP&A 研究」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-2-5】	大学ホームページ「U. S. CMA（米国公認管理会計士）勉強会」 (https://www.lec.ac.jp/program/koukai/uscma.html)	
【資料 A-2-6】	「AI リテラシー」シラバス一例	【資料 F-12】と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。